

---

# 磯子区の福祉と保健衛生

〔磯子福祉保健センター事業概要〕

(令和5年度実績のまとめ)

---



スイッチON磯子  
計画案内役「梅さん」

磯子福祉保健センター  
令和6年9月



## 磯子区の概要

- 1 磯子区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
概要／人口動態
- 2 磯子福祉保健センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
組織図／事務分掌

## 各 論

- 1 地域福祉保健計画の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 高齢者・障害者の福祉保健相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15  
高齢者・障害者の福祉保健相談／孤立予防対策事業
- 3 生活保護・生活困窮者自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16  
生活保護制度の概要／磯子区の保護の動向／生活困窮者自立支援制度の概要
- 4 高齢者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18  
在宅サービス／入所サービス／介護予防事業／認知症対策事業／権利擁護事業／  
地域高齢者福祉
- 5 介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27  
制度導入の背景と改正概要／横浜市の実施状況
- 6 障害者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31  
身体障害・知的障害関係／精神保健福祉関係／難病（指定難病）
- 7 こども家庭支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36  
児童福祉／母子福祉／母子保健／子育て応援推進事業
- 8 市民の健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48  
生活習慣病対策／結核・感染症対策／エイズ対策／原子爆弾被爆者に対する援護  
／区民の健康づくり応援事業／栄養改善健康増進
- 9 高齢者・障害者の公共交通機関利用支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55  
敬老特別乗車証の交付／福祉特別乗車券の交付／重度障害者福祉タクシー利用券  
の交付／障害者自動車燃料券の交付／有料道路通行料金割引制度の登録
- 10 各種災害共済等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56  
小災害被災者に対する見舞金の支給／戦没者遺族等の援護
- 11 食品衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57  
食品衛生関係営業の申請・届出関係／食中毒の予防／食品等の苦情受付／衛生教  
育の実施
- 12 医務薬務・献血推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60  
医療関係施設数・薬事施設数及び監視件数／医務薬務事務／献血推進

13	環境衛生	61
	環境衛生関係営業施設／受水槽施設及び井戸／災害応急用井戸／特定建築物／ ねずみ・昆虫等の駆除相談／蚊媒介感染症対策／家庭用品の衛生／居住衛生対策 ／公害関係／衛生講習会／生活衛生協議会	
14	動物愛護管理	68
	犬の登録及び狂犬病予防注射／犬の保護収容及び返還／動物の引取り／動物の苦 情等受付／動物愛護普及啓発	
15	国民健康保険・各種医療援助	70
	国民健康保険／各種医療援助／後期高齢者医療制度	
16	国民年金	72
	国民年金の加入／国民年金の給付／国民年金の加入・給付状況	
17	その他	76
	福祉保健センター実習の受け入れ	

## 関係機関・委嘱団体

1	地域ケアプラザ・地域包括支援センター	78
2	社会福祉協議会	80
	地域との連携・活動支援／ボランティア・市民活動への支援／福祉ニーズのある 区民への支援／広報啓発／団体活動・運営支援／組織図	
3	民生委員児童委員協議会	83
	組織／民生委員・児童委員の配置状況／民生委員・児童委員の活動	
4	保健活動推進委員会	85
5	食生活等改善推進委員会(ヘルスメイト)	85

# 磯子区の概要



# 1 磯子区の概要

## (1) 概要

磯子区は市の南東部に位置し、根岸湾に面した平地とそれを囲むように広がる丘陵地、その境にある斜面緑地からなっています。

昭和2年10月に、横浜市の区政施行により誕生した横浜市内で最も古い区の一つで、区名は地域の中心である「磯子」の名がとられました。戦前は別荘地や海水浴場として有名で、海苔の養殖でも知られていました。

昭和34年頃から始まった根岸湾の埋め立てにより京浜工業地帯の一翼を担う重化学工業地帯がつけられました。これに伴い汐見台や洋光台等で大規模団地開発が進み、さらに根岸線の延伸によりベッドタウンとして人口が急増しました。現在でも海づり施設やヨットハーバーなどで海が楽しめ、区南部には市内でも有数の大規模な緑地が広がり自然に接することができるなど、魅力あるまちであり続けています。



《地区別年少人口割合・高齢化率》 (単位：%)

地区名	年少人口割合	高齢化率
根岸	11.4%	25.1%
滝頭	11.3%	27.5%
岡村	11.1%	29.6%
磯子	12.2%	26.6%
汐見台	16.7%	19.7%
屏風ヶ浦	10.6%	26.9%
杉田	10.4%	28.4%
上笹下	10.8%	31.1%
洋光台	9.6%	31.9%
区平均	11.1%	28.0%
市平均	11.3%	25.0%

(令和6年3月31日現在)

【出典】横浜市オープンデータ

- ※ 年少人口割合：0～14歳の人口が総人口に占める割合
- ※ 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

《各区の年少人口割合》

順位	区名	年少人口割合	順位	区名	年少人口割合
1	都筑	14.1%	9	瀬谷	10.9%
2	戸塚	12.3%	11	栄	10.9%
3	青葉	12.2%	11	港南	10.9%
4	緑	12.2%	11	神奈川	10.8%
4	港北	12.2%	14	西	10.7%
6	鶴見	11.9%	15	保土ヶ谷	10.5%
7	磯子	11.3%	16	金沢	10.2%
8	泉	11.2%	17	中	9.6%
9	旭	11.0%	18	南	9.4%

(令和6年1月1日現在)

【出典】横浜市オープンデータ 区別年齢別人口

《各区の高齢化率》

順位	区名	高齢化率	順位	区名	高齢化率
1	栄	31.4%	10	戸塚	26.5%
2	金沢	31.2%	11	緑	25.5%
3	旭	30.5%	12	中	24.0%
4	泉	29.9%	13	青葉	23.6%
5	港南	29.5%	14	神奈川	22.0%
6	瀬谷	29.0%	15	鶴見	21.6%
7	磯子	28.6%	16	港北	20.0%
8	保土ヶ谷	27.0%	17	都筑	19.6%
8	南	26.8%	18	西	19.3%

(令和6年1月1日現在)

【出典】横浜市オープンデータ 区別年齢別人口

《磯子区の人口》

(各年3月31日現在)

年	世帯数 (世帯)	人口(人) (計)	人口(人)		1世帯当たり 人口(人)	65歳以上 人口(人)	高齢化率(%)
			男	女			
令和6年	83,606	165,778	81,588	84,190	1.98	46,418	28.0
令和5年	83,397	166,515	82,037	84,478	2.00	46,411	27.9
令和4年	82,851	167,081	82,270	84,811	2.02	46,404	27.8
令和3年	82,507	167,405	82,448	84,957	2.03	46,266	27.6
令和2年	82,053	167,995	82,720	85,275	2.05	45,984	27.4

【出典】横浜市オープンデータ

(2) 人口動態

ア 出生・死亡・婚姻・離婚・死産件数の推移

《磯子区の出生・死亡・婚姻・離婚件数の推移》

(単位：件)

年次 (1月～12月)	出生件数 (計)	出生件数		死亡件数 (計)	死亡件数		婚姻 件数	離婚 件数
		男	女		男	女		
令和4年	935	472	463	1,904	1,001	903	635	211
令和3年	1,044	515	529	1,750	885	865	620	232
令和2年	1,018	504	514	1,694	873	821	594	239
平成31年	1,074	538	536	1,636	856	780	685	254
平成30年	1,225	638	587	1,752	931	821	721	275

《磯子区の乳児・新生児の死亡件数及び死産件数の推移》 (単位：件)

年次 (1月～12月)	乳児※1死亡件数			新生児※2死亡件数			死産件数		
	(計)	男	女	(計)	男	女	(計)	自然	人工
令和4年	0	0	0	0	0	0	22	12	10
令和3年	0	0	0	0	0	0	14	8	6
令和2年	2	0	2	1	0	1	18	8	10
平成31年	4	2	2	1	0	1	29	11	18
平成30年	2	1	1	1	0	1	21	12	9

※1 乳児：生後1年未満 ※2 新生児：生後4週未満

【出典】横浜市人口動態統計資料

イ 5大死因等の推移

《磯子区の5大死因等の推移》

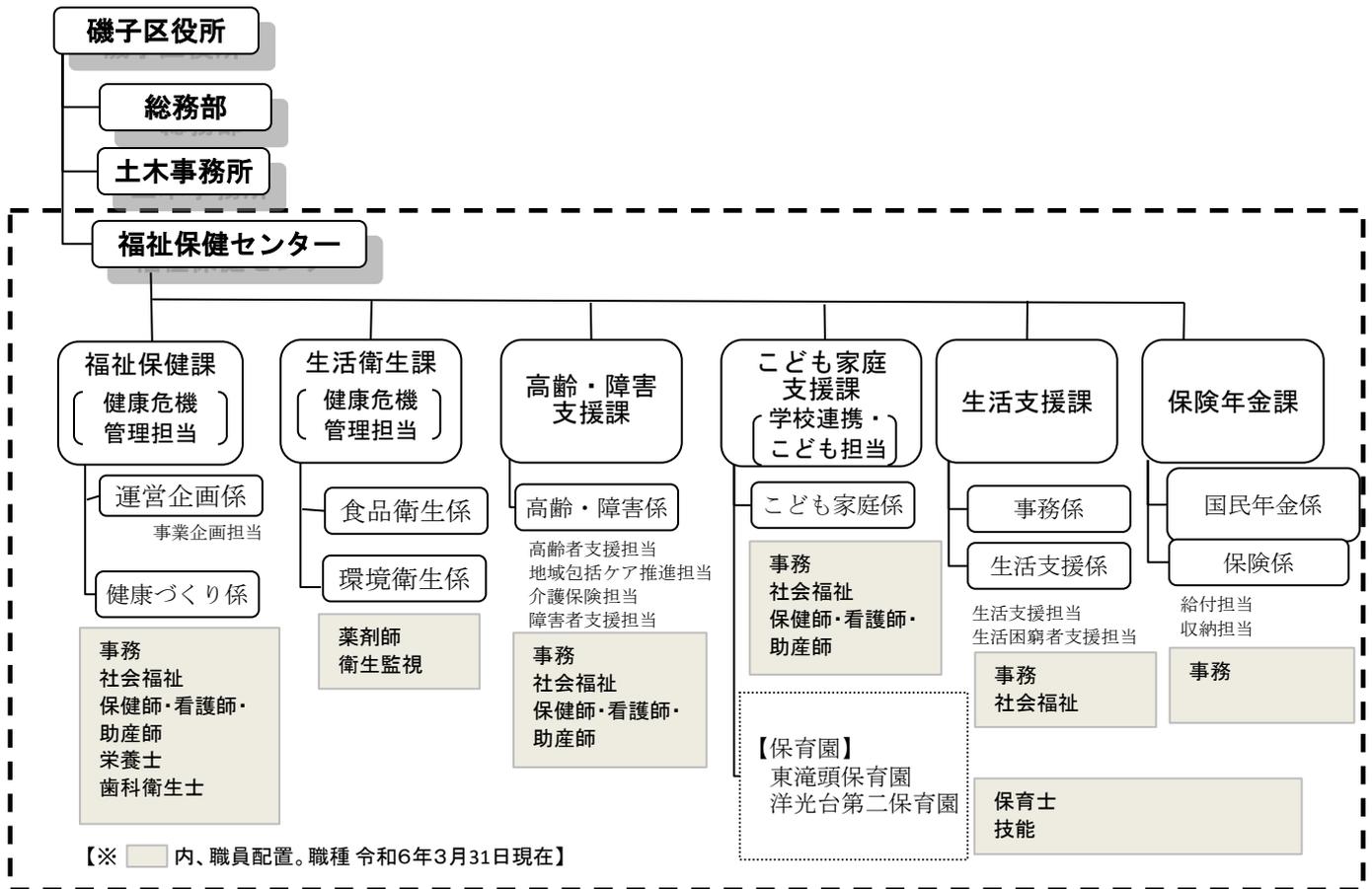
上段：死因名称 下段：人数 (単位：人)

年次 (1月～12月)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	その他	(計)
令和4年	悪性新生物 481	心疾患 312	老 衰 274	脳血管疾患 114	肺 炎 52	671	1,904
令和3年	悪性新生物 460	心疾患 266	老 衰 251	脳血管疾患 115	肺 炎 52	606	1,750
令和2年	悪性新生物 524	心疾患 259	老 衰 215	脳血管疾患 113	肺 炎 72	511	1,694
平成31年	悪性新生物 465	心疾患 264	老 衰 166	脳血管疾患 121	肺 炎 89	531	1,636
平成30年	悪性新生物 510	心疾患 259	老 衰 173	脳血管疾患 113	肺 炎 93	604	1,752

【出典】横浜市人口動態統計資料

## 2 磯子福祉保健センターの概要

### (1) 組織図



### (2) 事務分掌

福祉保健課	
	1 民生委員及び児童委員
	2 被災者に対する見舞金の交付等
	3 精神障害者の保護等
	4 建築物等における不良な生活環境を解消するための支援等に係る区対策連絡会議
	5 センター内他の課、係の主管に属しないこと
運営企画係	(以下、事業企画担当)
	6 他の部、事務所及び課との福祉及び保健に関する業務の連携及び企画調整
	7 地域福祉保健推進施策
	8 地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点等の運営管理
	9 社会福祉関係団体
	10 福祉のまちづくり
	11 社会福祉及び衛生に係る統計並びに人口動態統計
	12 福祉保健センターの広報
	13 血液対策等
	14 国民生活基礎調査規則等に基づく調査票等の審査整理及び提出
	15 人口動態調査令に基づく調査票の審査及び提出

健康づくり係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康増進事業その他成人保健（高齢・障害支援課高齢・障害係の主管に属するものを除く。）</li> <li>2 健康教育</li> <li>3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表</li> <li>4 予防接種の実施</li> <li>5 原子爆弾被爆者の療養援護等</li> <li>6 栄養改善等及び歯科保健</li> <li>7 衛生検査及び放射線業務</li> <li>8 医療社会事業</li> <li>9 保健活動推進員</li> <li>10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号及び第2号並びに同規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く）</li> <li>11 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置</li> <li>12 健康増進法に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等</li> <li>13 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例に基づく事務</li> </ol>
<b>生活衛生課</b>	
食品衛生係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生</li> <li>2 死体解剖保存法による死体交付</li> <li>3 食品衛生関係営業</li> <li>4 食中毒の予防</li> <li>5 食中毒の発生措置</li> <li>6 患者調査規則及び医療法施行令に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び貸与業、再生医療等製品の販売業並びに毒物劇物販売業に関すること</li> <li>7 健康危機管理</li> </ol>
環境衛生係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昆虫の防除</li> <li>2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業者の登録</li> <li>3 生活環境に係る苦情受付及び調査</li> <li>4 環境衛生</li> <li>5 動物の愛護及び管理</li> <li>6 環境衛生関係営業</li> <li>7 墓地、火葬場等の管理者の届出等</li> <li>8 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生</li> <li>9 建築物における衛生的環境の確保</li> <li>10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒</li> <li>11 居住衛生</li> <li>12 有害物質を含有する家庭用品の衛生</li> <li>13 生活環境に係る苦情受付及び調査</li> <li>14 狂犬病予防</li> <li>15 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及び猫の引取り並びに動物の収容</li> <li>16 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務</li> </ol>

## 高齢・障害支援課

(高齢・障害係)

- 1 老人福祉法に基づく措置費及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収
- 2 身体障害者福祉法に基づく措置費及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 3 知的障害者福祉法に基づく措置費及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく措置費等並びにこれらの法に基づかない障害者等に係る扶助費の支出及び徴収（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 5 福祉及び保健の総合相談（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 6 分担事務5の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整

(以下、高齢者支援担当)

- 7 高齢者の福祉
- 8 要援護高齢者等の保健
- 9 介護予防

(以下、地域包括ケア推進担当)

- 10 地域包括ケアの推進
- 11 高齢者の生活支援体制整備

(以下、介護保険担当)

- 12 介護保険に係る要介護認定等（介護保険被保険者証、介護保険資格者証等に関することを含む。）
- 13 介護保険に係る居宅サービス計画等
- 14 介護保険事業者及び介護保険施設に係る調査及び指導等

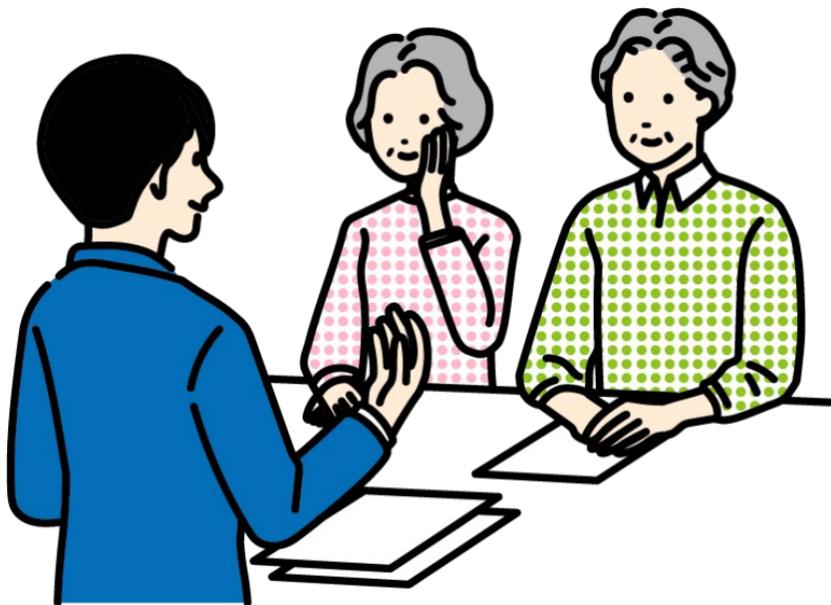
(以下、障害者支援担当)

- 15 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健（福祉保健課運営企画係及びこども家庭支援課こども家庭係の主管に属するもの及び手当に関するものを除く。）
- 16 障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 17 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等（認定の決定に関すること及びこども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 18 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則に規定する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給決定等（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 19 児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 20 精神保健（福祉保健課運営企画係及びこども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 21 難病対策
- 22 公害健康被害者の家庭療養指導の実施
- 23 特別児童扶養手当等（こども家庭支援課こども家庭係の主管に属するものを除く。）
- 24 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務

こども家庭支援課	
こども家庭係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害児に係る身体障害者福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収</li> <li>2 知的障害児に係る知的障害者福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収</li> <li>3 身体障害児及び知的障害児等に係る障害者総合支援法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収</li> <li>4 児童、女性及び母子に係る児童福祉法に基づく措置費及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収</li> <li>5 児童、女性、母子、父子、寡婦及び障害児等に係る福祉及び保健の総合相談</li> <li>6 分担事務5の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整</li> <li>7 障害児等の福祉及び保健（保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第1号及び第2号に掲げる事務を除く。）</li> <li>8 障害児等に係る障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等（障害支援区分認定については、認定調査及び医師意見書に係る部分に限る。）</li> <li>9 身体障害児等に係る障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等（認定の決定に関することを除く。）</li> <li>10 障害児等に係る横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則に規定する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給決定等</li> <li>11 障害児等に係る児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等</li> <li>12 障害児等に係る特別児童扶養手当等</li> <li>13 児童、女性、母子、父子、寡婦等の福祉（手当に関すること及び分担事務6に掲げる事務を除く。）</li> <li>14 母子保健（保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）</li> <li>15 子育ての支援（総務部の主管に属するものを除く。）</li> <li>16 子ども手当、児童手当及び特別児童手当の支給（支出に関することを除く。）</li> <li>17 児童扶養手当</li> <li>18 市立の保育所の運営管理、研修等</li> <li>19 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営指導、研修等</li> <li>20 特別保育事業及び定員外入所</li> <li>21 横浜保育室及び認可外保育施設（児童福祉法に基づく事業停止命令等に関するものを除く。）</li> <li>22 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定の調整及び推進</li> <li>23 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等及び施設等利用給付認定等</li> <li>24 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係るあっせん及び要請</li> <li>25 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業等</li> <li>26 地域と学校との連携</li> <li>27 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等</li> <li>28 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理。障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理</li> <li>29 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務</li> </ol>
生活支援課	
事務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法に基づく保護費等及び同法に基づかない援護対策費の支出及び徴収並びに同法に基づく医療券等の交付</li> <li>2 行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づく費用の支出及び徴収</li> <li>3 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者及び留守家族等の援護</li> <li>4 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支出及び徴収</li> <li>5 他の係の主管に属しないこと</li> </ol>
生活支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法に規定する保護等の決定及び実施</li> <li>2 生活保護法に規定する要保護者の援護（同法に基づくものを除く。）及び指導</li> <li>3 行旅病人及び行旅死亡人等（事務係の主管に属するものを除く。）</li> <li>4 生活困窮者に対する自立の支援（事務係の主管に属するものを除く。）</li> </ol>

保険年金課	
国民年金係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民年金被保険者の資格の得喪等</li> <li>2 国民年金保険料の免除等</li> <li>3 国民年金の裁定請求等</li> <li>4 老齢福祉年金の支給手続等</li> <li>5 特定障害者に係る特別障害給付金の認定請求等</li> <li>6 年金生活者支援給付金の認定請求等</li> <li>7 他の係の主管に属しないこと</li> </ol>
保険係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の資格の得喪</li> <li>2 国民健康被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用認定証</li> <li>3 介護保険被保険者証、介護保険資格者証、介護保険受給資格証明書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）等</li> <li>4 後期高齢者医療被保険証、後期高齢者医療被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証及び後期高齢者医療限度額適用認定証</li> <li>5 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課</li> <li>6 介護サービス自己負担助成事業の実施（介護保険サービス提供事業者及び助成対象者に対する支払及び精算に関することを除く。）</li> <li>7 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の給付等</li> <li>8 重度障害者の医療費助成事業の実施</li> <li>9 ひとり親家庭等の医療費助成事業の実施</li> <li>10 小児の医療費助成事業の実施</li> <li>11 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び未納対策</li> <li>12 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収嘱託及び受託</li> <li>13 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導</li> </ol>

# 各 論



# 1 地域福祉保健計画の推進等（福祉保健課 事業企画担当／運営企画係）

## （1）地域福祉保健計画の推進等

地域福祉保健計画とは、地域に暮らす誰もが幸せな生活を送ることができるよう、区民・地域活動団体・区役所・関係機関・区社会福祉協議会などが力を合わせて、身近な地域で支えあえる関係を作ることを目指した計画です。磯子区では、令和3年9月に第4期磯子区地域福祉保健計画（愛称：スイッチON磯子）計画期間：令和3年度～令和7年度）が策定されました。

「誰もが 幸せに暮らせるまちを みんなでめざす」を理念に、

基本目標Ⅰ「共に支えあうお互いさまのまち」

基本目標Ⅱ「自分らしく健やかに暮らせるまち」

基本目標Ⅲ「多様性を認めあい 活動が広がり つながりのあるまち」という3つの目標を掲げています。

そして、計画をより具体的に推し進めるため、令和4年度から毎年度、推進テーマを設定することとなりました。令和4年度は「子ども子育て」、令和5年度は「障害児者」を推進テーマとし、工夫をしながら区全域計画に取り組みました。

少子高齢化の進展や、つながりの希薄化により生じる問題は、公的サービスや制度だけで解決できるものではありません。高齢者や子どもの居場所づくり、障害のある人の参加支援等、地域にしかできない取組が必要となります。磯子区では、第4期計画から新たに加わった理念である「みんなで」をキーワードに、個人・家族・地域・団体・公的機関等が手を取り合って推進していきます。

### ア 磯子区地域福祉保健計画策定・推進検討会

第4期計画の策定及び推進について検討する場として、地域や関係団体の代表から選出された方等を委員として、計画策定・推進検討会を開催しました。令和5年度の推進テーマである「障害児者」について、意見交換や取組報告を行いました。

#### 《策定・推進検討会の開催状況》

（令和5年度実績）

第1回	令和5年7月13日	第4期磯子区地域福祉保健計画の推進について
第2回	令和6年2月15日	令和5年度推進テーマ「障害児者」の振り返りについて

### イ 地区別計画の推進組織

連合地区ごとに推進組織を設け、地区別計画の推進に取り組みました。

#### 《地区別計画の推進組織の名称》

地区名	名称	地区名	名称
根 岸	ハッピー根岸推進委員会	屏風ヶ浦	スイッチON磯子屏風ヶ浦地区推進委員会
滝 頭	スイッチON磯子滝頭地区推進委員会	杉 田	スイッチON磯子杉田地区推進委員会
岡 村	岡村地区スイッチON磯子推進委員会	上笹下	スイッチON磯子上笹下地区推進協議会
磯 子	磯子地区福祉保健計画推進委員会	洋光台	スイッチON洋光台推進協議会
汐見台	スイッチON磯子汐見台地区推進委員会		

#### 《地区別推進会議の開催》

各地区推進組織が実施する地区別推進会議の開催支援を行いました。

・令和5年度実績：97回（9地区合計）

### ウ 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金

各地区の取組支援を目的として、各地区推進組織に事業補助金を交付しました。

・補助額合計：4,748千円（令和5年度決算額）

（地域支えあい事業：8地区 ・地区別取組事業：97事業 ・地区推進組織運営費：9地区）

### エ 広報よこはまへの掲載

地域の福祉保健に関する取組について、地域間の情報共有の充実や取組の更なる活発化等を目的に、地域の身近な取組や区役所及び関係機関の事業等を紹介する「スイッチON磯子まめ通信」を発行していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度から広報よこはまへの掲載に変更しています。

・令和5年度実績：9回（9地区の特集）

## オ 地域支えあい活動

磯子区では、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域支えあい活動に取り組んでいます。事業内容は、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯その他援護を要する区民の方々を対象に、地域の訪問員（民生委員・児童委員、自治会町内会の役員、保健活動推進員、友愛活動員など）が見守り・訪問活動を行うものです。また、必要に応じて、地域ケアプラザや福祉保健センター等の関係機関との連携を図り、福祉保健サービスにつなげています。

さらに、食事会やサロンといった福祉保健活動を、それぞれの地域の実情に応じて開催し、地域のつながりを通して対象者を見守る体制づくりも行われています。

### 《把握・実施状況》

(単位：世帯)

地区名	把握している対象世帯数		見守り・訪問を実施した世帯数		見守り・訪問を実施しなかった世帯数	
	令和5年1月	令和6年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和5年1月	令和6年1月
根 岸	266	286	263	271	3	15
滝 頭	245	250	239	249	6	1
岡 村	205	213	205	211	0	2
磯 子	227	261	208	228	19	32
汐見台	358	338	358	335	0	3
屏風ヶ浦	574	454	459	413	115	41
杉 田	450	416	422	388	28	28
上笹下	188	214	183	192	5	22
洋光台	531	704	519	644	12	60
計	3,044	3,136	2,856	2,931	188	204

### 《地区の訪問員数》

(単位：人)

	(計)	民生委員 児童委員	自治会町 内会 の役員	保健活動 推進員	友愛活動員	その他
令和6年	764	192	322	64	89	97
令和5年	681	192	230	58	91	110
令和4年	733	202	284	63	98	86

(各年1月現在)

## 2 高齢者・障害者の福祉保健相談等（高齢・障害支援課）

### （1）高齢者・障害者の福祉保健相談

高齢者・障害者の福祉保健の相談に、ケースワーカーと保健師が一体的に対応します。  
 相談内容は、高齢者（介護保険サービス・一般行政サービス・訪問指導・介護予防等）、障害者（身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳・手当・補装具等）など様々です。  
 51番窓口で受付後、相談内容に応じ各担当につなぎ、適切な福祉保健サービスの提供に向け調整します。

#### ＜令和4年度対象者別相談件数＞

（単位：件）

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
高齢者	153	140	169	120	151	167	163	171	127	190	162	166	1,879
障害者※1	身体障害者	230	246	226	201	263	421	228	234	219	201	263	3,010
	知的障害者	33	28	33	28	16	41	27	27	18	34	23	343
	小計	263	274	259	229	279	462	255	261	237	235	286	3,353
その他※2	58	49	70	48	59	60	45	52	34	53	53	58	639
合計	474	463	498	397	489	689	463	484	398	478	501	537	5,871

#### ＜令和5年度対象者別相談件数＞

（単位：件）

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
高齢者	206	205	198	157	182	169	198	168	153	190	163	189	2,178
障害者※1	身体障害者	158	193	174	197	190	167	174	162	175	193	194	2,161
	知的障害者	25	27	20	23	28	34	26	37	31	32	26	333
	小計	183	220	194	220	218	201	200	199	206	225	220	2,494
その他※2	65	85	82	75	107	300	110	95	77	90	70	85	1,241
合計	454	510	474	452	507	670	508	462	436	505	453	482	5,913

※1 精神保健福祉相談は医療ソーシャルワーカーで対応し別集計。P33 「6 障害者支援（2）精神保健福祉関係」参照。

※2 その他：上記に該当しない対象者。健康高齢者を含む。

#### ＜相談内容別件数＞

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	
介護保険	1,324	1,281	
手帳・手当	1,883	1,844	
高齢	行政サービス	538	600
障害	障害者総合支援法	1,467	1,404
その他	※1	659	440
合計	※2	5,871	5,569

※1 上記以外の相談。介護保険法・障害者総合支援法以外の在宅サービス・施設利用、成年後見制度等を含む。

※2 1名につき相談内容や対象者が複数にまたがる場合、各項目、対象者に計上しているため、対象者別件数合計と相談内容別合計とは異なる。

### （2）孤立予防対策事業

孤立死・孤独死防止対策の一環として、ライフライン事業者等の協力（令和6年3月末時点で56事業者）を得て、検針や配達、訪問等の日常業務の中で異変を発見した場合に、関係機関に通報する「緩やかな見守り」の取組を横浜市の事業として平成24年12月から行っています。

具体的には、室内で人が倒れているの見えるなど、生命の危機が疑われる場合は警察や消防への通報を、郵便受けに新聞が溜まっているなど、緊急性が予見され、安否確認等の必要性が感じられる場合は区役所に連絡をお願いしています。

#### ＜区役所への連絡件数＞

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連絡件数	9件	6件	5件	8件	3件

### 3 生活保護・生活困窮者自立支援（生活支援課 生活支援係）

#### （1）生活保護制度の概要

生活保護制度とは、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、それぞれの世帯の状況に応じた自立支援を行う制度です。

この制度は、

- ① 利用しうる資産・能力を活用していただくこと
- ② 援助を受けられる方は扶養義務者の援助を受けていただくこと
- ③ 他の法律の扶助を受けられる方は、それを受けていただくこと

を要件として、かつ、収入が国の基準（最低生活費）に満たない場合、その不足分を援助します。

生活保護は、原則として世帯を単位として実施され、保護の種類は生活、住宅、教育、医療、介護、生業、出産及び葬祭の8扶助あり、世帯の実情に応じて支給されます。

最低生活費とは、前述の種類保護費を世帯単位として合算したものです。保護基準（最低生活費）は厚生労働大臣が定め、その中心となるものは生活扶助基準です。

生活扶助の基準は、昭和59年度から一般国民の消費水準の動向（これを「民間最終消費支出の伸び」という。）に対応してその調整を図る、いわゆる水準均衡方式により毎年改定されています。平成25年度からは、5年に1度検証を行い、検証結果は生活保護基準の改定に反映されています。

《最低生活保護基準の具体例》（単位：円）（令和5年10月1日時点）

世帯構成別 扶助の種類	高齢単身世帯 〔68歳〕	夫婦・子1人世帯 〔33歳 29歳 4歳〕
生活扶助（1） （冬期加算含まず）	77,980	154,670
（再掲加算）	—	（児童養育 10,190）
住宅扶助（2）	52,000	68,000
教育扶助（3）	—	—
合計 （1）+（2）+（3）	129,980	222,670

#### （2）磯子区の保護の動向

磯子区の被保護世帯は令和6年3月末現在2,500世帯、被保護者数は3,124人（保護率1.90%）、令和4年度に引き続き令和5年度も微増傾向にありました。

また、被保護世帯を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が50.6%、「母子世帯」が4.2%、「障害者・傷病者世帯」が25.0%、「その他世帯」が20.2%となっており、「高齢者世帯」が約半分を占めています。人口の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加があげられます。平成28年4月に被保護世帯に占める割合が初めて50%を超え、その後も同様の傾向を示しています。令和6年3月末現在の世帯類型別の世帯数の中で、高齢者世帯と障害者・傷病者世帯の世帯数の増加が、令和5年3月末現在の世帯数と比較して目立っています。

《被保護世帯 人員の年次別推移》

(各年3月末現在)

年	磯子区				横浜市			
	人口※1 (人)	被保護 世帯数※2 (世帯)	被保護 人員数※2 (人)	保護率 ※3 (%)	人口※1 (人)	被保護 世帯数※2 (世帯)	被保護 人員数※2 (人)	保護率 ※3 (%)
6	164,755	2,500	3,124	1.90	3,764,961	56,016	69,115	1.84
5	165,413	2,447	3,078	1.86	3,765,271	55,557	69,008	1.83
4	166,118	2,395	3,035	1.83	3,766,056	55,259	69,098	1.83
3	166,435	2,366	3,017	1.81	3,757,630	54,800	69,162	1.84
2	166,166	2,295	2,948	1.77	3,748,386	54,111	68,921	1.84
31	166,471	2,257	2,931	1.76	3,738,419	53,889	69,633	1.86

※1 人口は各年3月1日現在の推計人口による。

【出典】生活保護統計月報

※2 世帯数・人員数には「停止中」を含む。

※3 保護率(%) = 被保護人員 / 人口 × 100

《被保護世帯類型別の現状》

(各年3月末現在)

	高齢者世帯		母子世帯		障害者・傷病者世帯		その他世帯		合計	
	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)
令和6年	1,264	50.6	104	4.2	624	25.0	504	20.2	2,496	100.0
令和5年	1,241	50.8	103	4.2	586	24.0	512	21.0	2,442	100.0
令和4年	1,220	51.0	106	4.4	599	25.0	467	19.5	2,392	100.0

※ 世帯数は、「停止中」を除く

【出典】生活保護統計月報

《生活保護費(法定分)支出額の推移》

(単位:千円)

年度	生活扶助費	住宅扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助費	合計
令和5	1,702,905	1,232,512	157,537	2,689,333	139,635	5,921,922
令和4	1,665,047	1,183,516	151,014	2,501,635	141,398	5,642,610
令和3	1,630,365	1,164,210	158,497	2,462,561	138,194	5,553,827
令和2	1,600,829	1,136,658	149,610	2,249,218	138,442	5,274,757
令和元	1,559,944	1,115,820	126,787	2,362,398	134,429	5,299,378

【出典】健康福祉局生活支援課

(3) 生活困窮者自立支援制度の概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で生活に不安を抱える方への相談を生活保護相談と一体的に行っています。制度申込者には自立に向けた就労支援、家計改善や債務整理に向けた支援など、相談者の状況に応じた包括的な支援を行っています。

《自立相談支援事業の相談状況》

(各年度3月31日現在)

年度	磯子区		横浜市(18区計)	
	新規相談者数	支援申込者数	新規相談者数	支援申込者数
令和5	447人	133人	8,174人	2,453人
令和4	480人	136人	9,954人	2,841人
令和3	669人	671人	16,804人	12,172人
令和2	1,161人	814人	26,977人	16,583人
令和元	286人	107人	6,907人	1,997人

## 4 高齢者支援（高齢・障害支援課 高齢者支援担当）

高齢者一人ひとりがよりよい生活を送れるよう支援することを目的として、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所などの関係機関、団体等による個々のサービス提供のための後方支援や、区域の高齢者福祉保健サービス向上のための調整などを行います。

在宅の要介護高齢者の身体状況や介護力などを考慮して、介護保険サービスとは別に、必要なサービスを提供します。また、高齢者の生きがい対策等の施策も行っています。

### （1）在宅サービス

#### ア 在宅高齢者福祉サービス（一般行政サービス）

横浜市では、介護保険サービスとは別に、一般行政サービスとして在宅生活を支援し、また、介護保険サービスの給付対象とならない方にも、介護予防や自立生活の支援を目的とした福祉サービスを実施しています。

事業名	対象者及びサービスの内容	令和4年度実績	令和5年度実績
あんしん電話	ひとり暮らし等の高齢者を対象に、近所の方や救急とすぐ連絡できるよう、電話機に通報装置を取り付けます。	[新規件数] 7件	[利用者数] 64件
紙おむつの給付	要介護認定を受けている寝たきり又は認知症の状態の方で、常時おむつを使用されている市民税非課税世帯の方に紙おむつを給付します。	[利用者数] 266人	[利用者数] 285人
住環境整備	要介護（要支援）に認定された方。身体状況に合わせた住宅の改造の相談や、所得状況に応じた改造費の助成を行います。	[実施件数] 4件	[実施件数] 0件
食事サービス	要介護（要支援）に認定されたひとり暮らしの方などで食事の用意が困難な方に食事を直接訪問し提供し、併せて安否確認を行います。（1日1食 週5回まで）	[利用者数] 44人	[利用者数] 33人
訪問理美容サービス	おおむね65歳以上の要介護4又は5に認定された方等で、理髪店や美容院へ出かけることが困難な方。	[登録者数] 80人	[登録者数] 90人
生活支援ショートステイ	おおむね65歳以上の方で、介護保険の給付対象とはならないが、介護者の不在やひとり暮らしなどのために生活管理が必要な方。養護老人ホーム等に短期入所し、体調の回復、生活習慣の改善等を図ります。	[利用日数] 0日	[利用日数] 0日

## イ 訪問指導事業

### (ア) 訪問指導

生活の場において健康の保持増進のための保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止及び健康の保持増進を図ることをいう。

#### 《訪問指導の実施状況》

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R3	R4	R5
対象者 (人)	288	316	304	508	296	513	283	481	546	423	273
延べ訪問回数 (回)	718	645	691	815	705	697	473	556	605	423	437

### (イ) 栄養士・歯科衛生士の指導

訪問栄養指導に基づき、栄養士及び歯科衛生士の指導を実施しています。

#### 《栄養士・歯科衛生士指導の実施状況》

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R3	R4	R5
延べ訪問回数 (回)	栄養指導	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
	口腔衛生指導	0	4	7	5	6	5	7	9	3	3

### (ウ) 訪問型介護予防事業

本事業は、閉じこもり傾向のある者に対し、保健医療の専門職の早期介入による心身機能の改善、活動の向上、閉じこもり予防及びその改善、社会参加の促進等介護予防に資する支援を目的とします。

#### 《訪問型介護予防事業の実施状況》

年 度		H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R3	R4	R5
延べ訪問回数 (回)	保健師等による訪問	0	28	0	0	41	0	2	0	0
	歯科衛生士による訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	栄養士による訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ウ 中途障害者支援事業

### (ア) リハビリ教室

脳卒中後遺症などの中途障害者の仲間とともに、スポーツなどを通して心身の機能低下を予防し、日常生活の自立や社会参加を支援します。また、脳卒中後遺症により、外出の機会も少なくなりがちな方を対象に体力維持、生活習慣の改善のほか、心理的側面も含めた、生活に密着したリハビリを中心としたプログラムを実施します。

現在は中途障害者地域活動センターが教室を開催しており、区が支援しています。

#### 《リハビリ教室実施状況》

	実施回数 (回)	登録者数 (人)	延べ参加者数 (人)		内 容	
			(計)	本人		家族
令和5年度	35	12	266	220	46	スポーツ、言語リハビリ、語り合い、ラポール上大岡見学他
令和4年度	35	9	171	167	4	スポーツ、言語リハビリ、語り合い他

(イ) 中途障害者地域活動センター運営支援

中途障害者地域活動センターとは、脳卒中後遺症などの中途障害者が、創作、軽作業、生活訓練等を通して交流を深めながら、自らの人生を積極的に生きていくための自主的な活動の場です。

現在はNPO法人が運営し、区は、効果的な活動の場となるよう、後方支援を行っています。

《中途障害者地域活動センター利用状況》 登録者数： 31名 (令和4年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施日数 (日)	20	18	22	15	17	19	19	20	12	15	19	20	216
延べ利用者数 (人)	297	268	337	227	250	280	262	295	163	217	273	291	3,160
移送対象者実数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

登録者数： 31名 (令和5年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施日数 (日)	20	19	20	15	17	19	20	18	17	16	18	19	218
延べ利用者数 (人)	235	276	268	214	259	278	280	274	252	243	260	284	3,123
移送対象者実数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 入所サービス

ア 養護老人ホームへの入所

環境上の理由で、居宅で生活することが困難で、かつ、低所得の65歳以上の高齢者については、養護老人ホームに入所措置を行います。

《養護老人ホーム入所者数》

年度	入所者数 (人)
令和5年度	43
令和4年度	43
令和3年度	42
令和2年度	38
令和元年度	40

イ やむを得ない措置による特別養護老人ホームへの入所

原則65歳以上の要援護高齢者で、家族等の虐待などやむを得ない事由により介護が受けられない方について、認知症などで介護保険サービスによる契約が困難な場合、行政処分により特別養護老人ホームへの入所措置を行います。

《実施状況》

令和5年度	0名
令和4年度	3名
令和3年度	0名
令和2年度	0名
令和元年度	0名

### (3) 介護予防事業

高齢者の心身機能の低下を防ぎ、要介護状態にならないように予防することを目的としています。

#### ア 介護予防普及啓発

##### (ア) 介護予防講演会

身体機能向上や脳機能の活性化を地域に広げるため、高齢者の地域活動支援者を対象として、講演会を開催しました。

##### 《介護予防講演会の開催状況》

(令和5年度実績)

開催日	内容	講師	担当	参加人数
9月1日	フレイル・認知症予防講演会「5年先も若々しく！今こそ知りたい健康維持の秘訣」	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 主任研究員 清野 諭氏 ケア・ウォーキング普及会代表理事 東海大学医学部客員教授 健康運動指導士 黒田 恵美子氏	高齢・障害支援課	66人

#### (イ) 地域介護予防活動支援（人材の育成）

9月の介護予防講演会参加者（地域で介護予防に資する活動に参加する地域支援者）を対象として、11月4回コースでフレイル予防や地域活動への活かし方を学び、日頃の活動に活かす研修を行いました。

さらにその対象者に12月フレイル予防の普及啓発や地域活動の活性化を推進するフレイル予防サポーターを育成する研修会・交流会を行いました。

(令和5年度実績)

開催日	内容	講師	参加人数
11月6日	「フレイル予防を地域活動に生かすポイントとは！？」 1回目 フレイル予防のポイント ちよい足しメニューの体験	東京都健康長寿医療センター 研究所 社会参加とヘルシーエイジ ング 研究チーム  主任研究員 清野 諭氏 研究員・理学療法士 谷出 敦子氏 研究員・作業療法士 山中 信氏	34人
11月13日	2回目 栄養・口腔メニューの体験・練習		33人
11月20日	3回目 運動メニューの体験・練習		35人
11月28日	4回目 メニュー全体の復習・体験 グループワーク		31人
12月11日	「フレイル予防で地域活動が広がる！ステップアップ講座」 ・講義・グループワーク 「活動が広がる！小さなタネまきのヒント」 ・交流会 「フレイル予防の輪を広げるためのヒント探し」	ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員 澤岡 詩野 氏	33人

## イ 介護予防普及強化事業

### (ア) 普及啓発（連続講座）

高齢者を対象に、各地域ケアプラザにて「体操」「お口の手入れ」「バランスの良い食事」「フットケア」など、元気にすごすための実践方法を学べる介護予防講座を開催しました。

会 場	令和4年度			令和5年度		
	コース数	合計回数	参加延人数	コース数	合計回数	参加延人数
根岸地域ケアプラザ	3コース	28回	242人	4コース	32回	289人
滝頭地域ケアプラザ	3コース	21回	236人	4コース	22回	434人
磯子地域ケアプラザ	3コース	9回	176人	3コース	10回	190人
屏風ヶ浦地域ケアプラザ	2コース	13回	128人	2コース	24回	195人
新杉田地域ケアプラザ	2コース	10回	138人	3コース	23回	274人
洋光台地域ケアプラザ	1コース	10回	112人	1コース	11回	166人
上笹下地域ケアプラザ	2コース	9回	140人	2コース	8回	112人
計	16コース	100回	1172人	19コース	130回	1660人

### (イ) 普及啓発

各地域の町内会や老人クラブの定例会など高齢者が集まる機会を活用し、介護予防の啓発を行う講座を行いました。

	各地域 合計回数	高齢者 参加延人数
令和5年度	52回	869人
令和4年度	64回	939人

### (ウ) 通いの場等、介護予防活動グループ支援（人材育成）

各地域にて高齢者を対象とした地域の活動グループに介護予防の取組支援を行いました。

	各地域 合計回数	各地域 グループ数	高齢者 参加延人数
令和5年度	102回	34	1,475人
令和4年度	194回	61	2,106人

## ウ 元気づくりステーション

高齢者が介護予防や健康づくりなどの活動を自主的かつ継続的に地域の仲間と一緒に  
活動の支援を行っています。

(令和5年度実績)

	団体名	担 当 セ ン タ ー 支 援	立 ち 上 げ 年 度	新 規 ・ 継 続	実 施 回 数	参 加 実 人 数	参 加 延 人 数
1	新杉田いきいきクラブ	新杉田	24	継続	12回	15人	125人
2	ふくろう会	洋光台	24	継続	23回	23人	310人
3	虹の会	磯子	24	継続	21回	15人	190人
4	ぎんもくせい	上笹下	24	継続	12回	11人	105人
5	ひまわり会	根岸	24	継続	23回	27人	512人
6	すまいる会	屏風ヶ浦	25	継続	22回	16人	188人
7	レインボー	上笹下	26	継続	36回	28人	828人
8	ローズマリー	洋光台	26	継続	12回	11人	101人
9	いきいき梅林サークル	新杉田	26	継続	12回	17人	138人
10	お達者道場	滝頭	26	継続	22回	47人	579人
11	岡村にこにこクラブ	滝頭	26	継続	12回	35人	320人
12	水曜会	屏風ヶ浦	26	継続	21回	15人	153人
13	ブルーウェーブ	上笹下	27	継続	36回	29人	858人
14	はなみずき	洋光台	27	継続	24回	30人	633人
15	スマイル洋光台	洋光台	27	継続	24回	22人	444人
16	さくら	新杉田	27	継続	12回	11人	101人
17	エンジョイ滝頭	滝頭	27	継続	21回	40人	424人
18	青空会	磯子	28	継続	22回	20人	293人
19	南部プラムサークル	新杉田	28	継続	24回	20人	383人
20	はつらつ会	洋光台	29	継続	10回	11人	108人
21	ステージ21 月曜サロン館	磯子	29	継続	41回	21人	575人
22	とまとクラブ	上笹下	30	継続	11回	25人	240人
23	スマイルQ	新杉田	29	継続	13回	24人	222人
24	遊歩サークル	洋光台	31	継続	5回	16人	53人
25	健康体操北磯子教室	根岸	1	継続	23回	12人	202人
26	よくばり健康教室	滝頭	1	継続	12回	36人	319人
27	広地元気クラブ	根岸	3	継続	18回	12人	126人
28	上町健康体操教室	根岸	4	新規	12回	19人	128人
29	根岸はつらつ体操教室	根岸	4	新規	11回	15人	111人
令和5年度総計					547回	623人	8,769人
(参考) 令和4年度総計					549回	569人	8,230人

(4) 認知症対策事業

ア 認知症啓発講演会

認知症の正しい知識を身につけることを目的に、磯子区在住・在勤の方を対象として、講演会を開催しました。

(令和5年度実績)

開催日	内容	講師	場所	参加人数
12月6日	認知症になっても自分らしく生きるために～すべての人にとってほしいこと～	北里大学医学部精神科学講師/ 北里大学病院 相模原市認知症疾患医療センター長 大石 智医師 おれんじドア実行委員会代表/若年性認知症当事者 丹野 智文氏	磯子公会堂	368人

イ 認知症サポーター養成講座

キャラバン・メイト養成研修を受講したキャラバン・メイトが中心となり、認知症の方や家族に対して理解を示し、サポートする人材を磯子区の中で育てる事を目的に、サポーター養成講座を実施しました。また、キャラバンメイト連絡会を開催しました。

(ア) 認知症サポーター養成講座

	養成回数	養成数	養成数累計
令和5年度	34回	1,431人	22,231人
令和4年度	29回	1,277人	20,788人
令和3年度	21回	978人	19,436人
令和2年度	17回	693人	18,458人
令和元年度	40回	1,653人	17,765人

(イ) キャラバンメイト連絡会

	参加人数
令和5年度	12人
令和4年度	19人
令和3年度	15人
令和2年度	16人

ウ 磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク事業 (平成22年10月から事業開始)

行方不明の恐れのある高齢者等を事前に登録し、警察・地域包括支援センター・区役所で情報共有することで、行方不明の高齢者等を少しでも早く発見することを目指しています。

(ア) 登録者数

	登録者数
令和5年度	118人
令和4年度	123人
令和3年度	141人
令和2年度	124人
令和元年度	124人

(イ) 認知症事業連絡会

認知症事業の充実を図るため、警察署や消防署、地域ケアプラザなど関係機関の連絡会を開催しました。

開催日	会場	参加人数
12月14日	磯子区役所7F会議室	28人

(ウ) 認知症事業検討会

あんしんネットワーク事業の普及啓発など具体的に取り組みを進めるため、地域ケアプラザ職員及び区の職員などが検討会を実施しました。

	開催数	会場	参加人数
令和5年度	6回	磯子区役所3・4・6F会議室	延べ80人
令和4年度	6回	磯子区役所3・6F会議室	延べ81人

エ もの忘れ相談

自分自身や家族の「もの忘れ」が気になるという人のための、精神科医による相談を実施しました。

	相談件数
令和5年度	11件
令和4年度	11件
令和3年度	11件
令和2年度	12件
令和元年度	21件

## (5) 権利擁護事業

### ア エンディングノート書き方講座

最期まで自分らしく生きることをテーマに、自らの老後を考えるきっかけにしていくための「エンディングノート」を活用した講座を実施しました。また、区内地域ケアプラザではシニアライフ講座等の中でエンディングノートを配布し、周知しました。

開催日	対象者	講師	場所	令和4年度 配布数	令和5年度 配布数
1月10日	一般市民等	一般社団法人終活カウンセラー協会 代表理事 武藤 頼胡氏	磯子区役所 会議室	57 冊	99 冊
通年	一般市民等	磯子区役所職員 磯子区地域包括支援センター社会福祉士等	区内地域ケ アプラザ等	322 冊	243 冊
通年	一般市民等	磯子区役所職員（窓口配布） 磯子区地域包括支援センター社会福祉士等 （窓口配布）	磯子区5階 窓口 区内地域ケ アプラザ等	263 冊	437 冊
計				642 冊	779 冊

### イ 成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の関係者との連携を図るため成年後見サポートネットを開催しました。

#### 《成年後見サポートネットの開催状況》

開催日	場所	参加人数
6月20日	磯子区役所会議室	42 人
9月12日	磯子区役所会議室	52 人
11月21日	磯子区役所会議室	37 人
計		131 人

### ウ 成年後見制度区長申立て

親族による申立てが困難で、判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の増進を図るため、区役所が成年後見人選任のために必要な家庭裁判所への申立ての手続を行いました。

	申立て件数
令和5年度	11件
令和4年度	10件
令和3年度	10件
令和2年度	10件
令和元年度	8件

### エ 利用支援事業

成年後見制度を利用するにあたり、必要な費用を負担することが困難である者に対して、費用の助成を行いました。

	助成件数
令和5年度	49件
令和4年度	45件
令和3年度	51件
令和2年度	35件
令和元年度	31件

(6) 地域高齢者福祉

種別	事業	内容		令和4年度実績	令和5年度実績
地域 高齢者 対策	老人クラブ 助成事業	老人クラブの育成と健全な発展を図るために、助成金を交付します。	[老人クラブ数] [会員数]	58 クラブ 4,192 人 ※令和5年3月31日現在	57 クラブ 3,953 人 ※令和6年3月31日現在
	濱ともカード	長寿を祝い、自らの健康や高齢者福祉に対して関心と理解をもってもらうため、市内在住の65歳以上の方に、濱ともカードを交付しています。	[交付者数]	330 人	260 人
生きがい 対策	高齢者福祉 大学講座 事業	めまぐるしく変化する時代に、新しい知識を吸収し、健全な老後を送るため、高齢者自身の手による高齢者のための福祉講座を開設しています。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     対象者 : 横浜市内在住の概ね60歳以上の人                      講座内容 : 一般教養、老後の健康管理、時事法律、家事、市政など                      期 間 : 2か月 (計10回)                      受講料 : 2,500円                 </div>	[受講者数]	175 人	186 人
敬老月 間行事	老人月間 (敬老月間)	長年にわたり社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、長寿を祝うとともに、高齢者の健康と生活を守り、生きる意欲を高めるため、区内在住で100歳以上の方に長寿者祝状等の贈呈を行います。	対 象 者 [新規100歳] [101歳以上]	47 人 75 人	50人 68人

## 5 介護保険（高齢・障害支援課 介護保険担当／保険年金課 保険係）

### （1）制度導入の背景と改正概要

急速な高齢化、高齢者のみの世帯の増加、介護者の高齢化や介護期間の長期化による介護負担の増加等により、家族による介護では十分な対応が困難となる中、介護保険制度は、老後の最大の不安になっている高齢者の介護を、社会全体で支えていく仕組みを作っていくために設けられた制度で、平成9年12月に公布された介護保険法等に基づいて、平成12年4月1日から実施されています。

平成18年4月には、介護予防を行うサービスや事業の開始、住み慣れた地域での自立生活支援、サービスの質の確保と向上、65歳以上の方の保険料変更等の改正が行われました。

平成21年4月には、介護報酬、要介護認定調査、保険料等の改正が行われました。

平成24年4月には、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス等の新たなサービス創設等の改正が行われました。

平成27年4月には、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ等の改正が行われました。

平成30年4月には、地域包括ケアシステム強化のための財政的インセンティブの導入、新たな介護保険施設・新機能サービスの創設による、医療と介護の連携推進、より所得の高い層の自己負担の引上げ等の改正が行われました。

また、横浜市健康福祉局では、今後も増大する要介護認定申請等に対応するため、委託により要介護認定事務センターを令和2年11月に設置し、12月中旬から専門職部分の業務を開始し、令和4年1月からは、事務職部分の業務について委託範囲を拡大しています。

### （2）横浜市の実施状況

#### ア 保険者・被保険者

##### （ア）保険者

横浜市は保険者として被保険者証の発行、第1号被保険者保険料の徴収、要介護認定、保険給付等の業務を行います。

##### （イ）被保険者

（令和6年3月31日現在）

種別	対象者	介護保険サービスを受けられる条件
第1号被保険者	65歳以上の市民全員	介護が必要となったときは、原因を問わず介護サービスを受けることができる。
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入の市民全員	老化に起因する特定疾病（16種類）により介護が必要になったときに限り、介護サービスを受けることができる。

#### 《磯子区第1号被保険者数》

（各年3月31日現在）

令和6年	46,769 人	[参考]横浜市	942,579 人
令和5年	46,728 人	[参考]横浜市	937,371 人

イ 保険料

(ア) 第1号被保険者

a 保険料額

本人及び住民票上の世帯（※1）の課税状況や所得状況に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定され、令和6年度から8年度までの介護保険料は下の表のとおり

《所得段階別保険料》

所得段階	対象となる方		6年度～8年度 (年額)	改定前保険料 (R3～5保険料)	
				保険料段階	割合・年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		15,880 円(※6) (基準額×0.20)	第1段階	19,500円(※5) 基準額×0.25
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額(※2)」と「その他の合計所得金額(※3)」の合計が年間80万円以下の方	15,880 円(※6) (基準額×0.20)	第2段階	19,500円(※5) 基準額×0.25
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	27,000 円(※7) (基準額×0.34)	第3段階	27,300円(※5) 基準額×0.35
第4段階		上記以外の方	46,470 円(※8) (基準額×0.585)	第4段階	46,800円(※5) 基準額×0.60
第5段階		本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	71,490 円 (基準額×0.90)	第5段階	70,200 円 基準額×0.90
第6段階 (基準額)	同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	上記以外の方	79,440 円 (基準額×1.00)	第6段階 (基準額)	78,000 円 基準額×1.00
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の保険料算定用所得金額(※4)が120万円未満の方	85,000 円 (基準額×1.07)	第7段階	83,460 円 基準額×1.07
第8段階		本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方	87,380 円 (基準額×1.10)	第8段階	85,800 円 基準額×1.10
第9段階		本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方	100,880 円 (基準額×1.27)	第9段階	99,060 円 基準額×1.27
第10段階		本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方	103,270 円 (基準額×1.30)		
第11段階		本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方	123,130 円 (基準額×1.55)	第10段階	120,900 円 基準額×1.55
第12段階		本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方	139,020 円 (基準額×1.75)	第11段階	131,820 円 基準額×1.69
第13段階		本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方	154,900 円 (基準額×1.95)		
第14段階		本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方	170,790 円 (基準額×2.15)	第12段階	152,880 円 基準額×1.96
第15段階		本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方	186,680 円 (基準額×2.35)	第13段階	177,840 円 基準額×2.28
第16段階		本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	198,600 円 (基準額×2.50)		
第17段階		本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	238,320 円 (基準額×3.00)	第14段階	202,800 円 基準額×2.60
				第15段階	218,400 円 基準額×2.80
第18段階		本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	258,180 円 (基準額×3.25)	第16段階	234,000 円 基準額×3.00
第19段階	本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方	278,040 円 (基準額×3.50)			

- ※1 世帯 … 原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- ※2 公的年金収入額 … 税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額をいいます。非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。
- ※3 その他の合計所得金額 … 税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- ※4 保険料算定用所得金額 … 税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。負担割合に用いる合計所得金額とは異なります。
- ※5 消費税による公費が投入された軽減課税の保険料額です。
- ※6 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第1段階～第2段階の年間保険料額を29,390円から15,880円に減額します。
- ※7 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第3段階の年間保険料額を42,890円から27,000円に減額します。
- ※8 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第4段階の年間保険料額を46,860円から46,470円に減額します。
- ※ 段階別の保険料は3年ごとに見直しがあり、今回は令和9年度です。

**b 納付方法**

**(a) 特別徴収**

4月1日時点で老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している人は、原則として「特別徴収」となり、各年金支払月に年金から天引きされます。

年度の途中で65歳になった場合や市外から転入した場合は、しばらくの間は特別徴収となりません。

**(b) 普通徴収**

「特別徴収」に該当しない人は「普通徴収」となり、口座振替又は納付書により個別に納付します。

**c 保険料の減免**

災害、失業、倒産その他の事情で保険料の納付が困難な場合等は、一定の条件を満たしている場合に限り、保険料の減免措置を受けることができます。

また、保険料段階が第3段階から第7段階以下の方で、一定の基準を満たす場合は、保険料を公費による軽減措置後の第2段階保険料（年額15,880円）相当額に減免する制度（低所得者減免）により、減免措置を受けることができます。

《低所得者減免基準》

世帯の人数	収入基準	資産基準（ア、イの条件を全て満たしていること）
	世帯全体の年間収入見込額※	（ア）世帯全体の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額
単 身	150万円以下	350万円以下
2人以上	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
		（イ）居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）

※ 「世帯の年間収入見込額」とは、申請日が属する年の1年間（1月から12月まで）の世帯全員の収入の見込額です。なお、「世帯全員」とは、基本的には住民登録で同じ世帯として登録している方全員を指しますが、別世帯であっても同居して事実上生計を同じくしている方も含めます。別世帯の方から仕送りを受けている場合は、仕送り額も収入に含めます。

**(イ) 第2号被保険者**

**a 保険料額**

医療保険ごとに決定します。

**b 納付方法**

介護保険分を「医療保険料」に含めて医療保険者に納めます。

**ウ 要介護（支援）認定**

介護を必要とする状態にあるかどうかについて、区役所に認定申請を行い、要介護の認定（要支援1～2、要介護1～5）を受けると、介護保険のサービスを利用することができます。

認定は、申請書提出後、区役所や居宅介護支援事業者等の実施する認定調査、主治医による意見書の作成、一次判定（コンピュータ）、二次判定（介護認定審査会による審査判定）、要介護認定、結果の通知等の手順で行われます。

《要介護（支援）認定者数》

（各年度3月末現在）

	磯子区の要介護認定者数（人）								[参考]横浜市 の要介護認定 者数（人）
	(計)	要支援 1	要支援 2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
令和5年度	9,336	1,315	1,685	1,412	1,779	1,218	1,204	723	189,667
令和4年度	8,974	1,278	1,580	1,261	1,802	1,189	1,144	720	183,433
令和3年度	8,887	1,192	1,654	1,218	1,807	1,192	1,105	719	180,400

**エ 介護サービス**

地域ケアプラザに設置されている地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等で、介護サービス(介護予防サービス)計画を作成し、要支援1～2の認定を受けた方は介護予防サービスを、要介護1～5の認定を受けた方は介護サービス(在宅、施設)を利用することができます。

**(ア) 居宅サービス**

居宅サービスを利用する場合、居宅サービス計画（介護予防ケアプラン、ケアプラン）を作成します。居宅サービス計画は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に依頼するか、利用者本人が作成し区役所の確認を受けます。地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に依頼するときは、事業者名を区役所に届け出る必要があります。

《居宅サービス計画作成届出の状況》

(単位：人)

	磯子区の状況			[参考]横浜市の状況		
	要介護認定者数	届出者数	未届出者数 (認定者数に占める割合)	要介護認定者数	届出者数	未届出者数 (認定者数に占める割合)
令和5年度	9,336	7,270	2,066 (22.1%)	189,667	147,614	42,053 (22.2%)
令和4年度	8,974	7,062	1,912 (21.3%)	183,433	143,382	40,051 (21.8%)
令和3年度	8,887	7,018	1,869 (21.0%)	180,400	140,285	40,115 (22.2%)

※ 居宅サービス計画の届出については、廃止届が義務付けられていないため、届出をしている方であっても現在は未利用である、または介護保険施設に入所している場合があります。

したがって、表中には届出をしている方の人数を掲載しているため、実際の居宅サービス利用者数とは異なります。

※ 未届出者数の認定者数に占める割合 = (要介護認定者数 - 届出者数) / 要介護認定者数 × 100

(イ) 施設サービス (要支援1～2を除く)

介護老人福祉施設については、特別養護老人ホーム入所申込受付センターへ、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設への入所を希望する場合は、施設へ直接申し込みます。

《介護保険施設数》

(単位：施設)

	R4.4.1現在		R5.4.1現在		R6.4.1現在	
	磯子区内	[参考] 横浜市内	磯子区内	[参考] 横浜市内	磯子区内	[参考] 横浜市内
介護老人福祉施設	7	164	7	170	7	172
介護老人保健施設	5	87	5	87	5	87
介護医療院	0	6	0	7	0	5
計	12	257	12	264	12	264

(ウ) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成18年4月の介護保険制度改正に伴って導入されたサービスです。市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活ができるよう柔軟なサービスが提供されます。

オ その他

(ア) 苦情・相談への対応

要介護認定に関する苦情や相談は、区役所高齢・障害支援課や地域ケアプラザに設置されている地域包括支援センターで受け付けています。神奈川県に設置される「介護保険審査会」に不服申立てを行うこともできます。

介護保険サービスの内容に不満がある場合は、直接事業者申し立てることができるほか、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したケアマネジャー（介護支援専門員）が相談に応じます。

また、区役所高齢・障害支援課や地域包括支援センターでも相談に応じます。横浜市では必要に応じて事業者に対する調査、指導及び助言を通してサービスの質の改善を図っています。

その他、横浜市福祉調整委員会が第三者機関としてサービスに関する苦情相談に応じ、必要な場合に中立的な立場から、事業者や施設に対して調査や調整を行います。

(イ) 事業者等への支援

円滑な制度運用を図るため、事業者及び区ケアマネ連絡会等を支援しています。

(ウ) 介護相談員派遣事業

平成18年11月から、区内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に介護相談員を派遣し、利用者と施設の橋渡しをしながら、問題の解決や介護サービスの質的向上を図っています。

(令和元年度は、介護相談員12人が受け持ちの施設を月一回程度訪問しましたが、令和2年度以降はコロナウイルス感染拡大防止のため、事業を休止しています。)

## 6 障害者支援（高齢・障害支援課 障害者支援担当）

### (1) 身体障害・知的障害関係

身体障害者及び知的障害者の方々に必要な援助を行い、自立支援を図ります。  
そのために各種相談、助言及び手続を行います。

#### ア 身体障害者手帳・愛の手帳

##### 《身体障害者手帳所持者数》

[障害別] ※ 更生相談所実績 (令和5年3月31日現在)

	障害別身体障害者手帳所持者数 (人)					
	(計)	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体	内部機能
磯子区内	4,729	336	432	62	2,099	1,800
[参考]横浜市内	97,869	6,543	9,190	1,053	44,742	36,341

(令和6年3月31日現在)

	障害別身体障害者手帳所持者数 (人)					
	(計)	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体	内部機能
磯子区内	4,668	317	446	61	2,057	1,787
[参考]横浜市内	97,440	6,607	9,306	1,064	43,669	36,794

[等級別] ※ 更生相談所実績 (令和5年3月31日現在)

	等級別身体障害者手帳所持者数 (人)						
	(計)	1級	2級	3級	4級	5級	6級
磯子区内	4,729	1,684	752	690	1,115	222	266
18歳未満	102	36	20	27	10	3	6
18～64歳	1,267	417	259	178	238	104	71
65歳以上	3,360	1,231	473	485	867	115	189
[参考]横浜市内	97,869	35,176	15,206	13,839	23,828	4,262	5,558

(令和6年3月31日現在)

	等級別身体障害者手帳所持者数 (人)						
	(計)	1級	2級	3級	4級	5級	6級
磯子区内	4,668	1,637	730	692	1,108	218	283
18歳未満	101	32	23	26	9	3	8
18～64歳	1,235	401	259	170	228	103	74
65歳以上	3,332	1,204	448	496	871	112	201
[参考]横浜市内	97,440	34,985	15,120	13,729	23,712	4,252	5,642

《愛の手帳（療育手帳）所持者数》※ 更生相談所実績 (令和5年3月31日現在)

	障害の程度別愛の手帳所持者数 (人)				
	(計)	最重度A1 (IQ20以下)	重度A2 (IQ21～35)	中度B1 (IQ36～50)	軽度B2 (IQ51～75)
磯子区内	1,641	261	250	357	773
18歳未満	596	50	70	86	390
18歳以上	1,045	211	180	271	383
[参考]横浜市内	36,283	5,864	5,614	7,342	17,463

(令和6年3月31日現在)

	障害の程度別愛の手帳所持者数 (人)				
	(計)	最重度A1 (IQ20以下)	重度A2 (IQ21～35)	中度B1 (IQ36～50)	軽度B2 (IQ51～75)
磯子区内	1,701	268	255	376	802
18歳未満	608	51	72	92	393
18歳以上	1,093	217	183	284	409
[参考]横浜市内	37,752	5,951	5,756	7,589	18,456

イ 障害者地域生活サポート事業（自主企画事業）

磯子区では、「自立支援協議会」や「発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会」を開催し、地域で暮らす障害者の生活上の課題を検討しています。  
令和元年度も引き続きネットワークを広げ、ネットワーク会議の中で講演会等を企画し、事業を推進しました。

		令和4年度	令和5年度
		回数	
ネットワーク会議	自立支援協議会	18回	17回
	発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会	8回	4回
		参加人数	
支援者学習会	防災に関する学習会（10月：オンラインによる意見交換）	46人	53人
	障害者の権利擁護を考える学習会 （1月2月：オンラインによる講義と意見交換）	50人	55人
	発達障害児・者（12月20日）		
	配慮が必要な児童・生徒のための連携方法・地域資源の紹介	6人	28人
		参加人数	
講演会	発達障害児・者		
	開催なし	48人	
障害者週間 イベント 12月4日～12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体のパネル展示（23団体の参加）</li> <li>・こすもすショップ（障害者地域作業所の自主製品販売）</li> </ul>		
障害者自主製品 販売（こすもす ショップ）	区内の14団体が協力して出店 （毎月第3水・木曜日、区役所1階区民ホールで開催）		

## (2) 精神保健福祉関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の理念に基づき、精神障害者及び精神保健に関する支援を必要としている者の適性医療及び社会復帰を促進し、障害者等に対する区民の理解を広げ、また区民の精神的健康の保持及び増進を図り、地域精神保健福祉の向上を目的として業務を行っています。

### ア 精神保健福祉手帳

《精神保健福祉手帳所持者数》 (令和6年3月31日現在)

	等級別精神保健福祉手帳所持者数 (人)			
	(計)	1級	2級	3級
磯子区内	2,222	200	1,286	736
[参考]R5年3月末	2,090	192	1,220	678
[参考]横浜市内	50,211	4,495	28,790	16,926

### イ 自立支援医療（精神通院医療費）

《自立支援医療（精神通院医療費）受給者数》

	(計)	(令和6年3月31日現在)
磯子区内	3,457	
[参考]R5年3月末	3,326	
[参考]横浜市内	76,364	

### ウ 相談事業

主に医療ソーシャルワーカーが窓口になり、精神科嘱託医や保健師などと協力しながら相談や訪問を通じて援助しています。

《磯子区における病名把握数》 (各年3月31日現在)

病名	令和5年	令和6年
中毒性精神障害	202件	202件
統合失調症	1,219件	1,228件
気分障害	2,312件	2,482件
てんかん	252件	274件
その他	1,965件	2,164件
計	5,950件	6,350件

※その他：器質性精神障害・神経症性障害・発達障害 等

《磯子区における精神保健嘱託医相談実施件数》 (令和5年3月31日現在)

	形態別相談実施状況		
	(計)	相談	訪問
実利用者数 (人)	23	22	1
延べ利用者数 (人)	23	22	1
実施回数 (回)	18		

(令和6年3月31日現在)

	形態別相談実施状況		
	(計)	相談	訪問
実利用者数 (人)	12	9	3
延べ利用者数 (人)	12	9	3
実施回数 (回)	12		

## エ 社会復帰援助活動

### 生活教室「すみれ会」

心の病を持つ方々が、活動を通して対人関係や意欲の改善が進むよう支援し、生活圏の拡大を図ることを目的として実施しています。

内容は、スポーツ、話し合い、レクリエーション、手工芸、料理、書道、茶道等です。

スタッフは、医療ソーシャルワーカー、保健師、栄養士等で、ボランティアも参加しています。

#### 《生活教室「すみれ会」の実施状況》

	実施回数	延べ参加人数	参加実人数
令和5年度	38回	304人	14人
令和4年度	30回	223人	13人
令和3年度	27回	233人	19人

(コロナウイルス感染予防により、実施がない月があるため年度によって回数や人数が減)

## オ 自殺対策事業

精神保健福祉分野に限らず、自殺のサインやそれに気づいたときの適切な対応、相談先などの啓発を目的とし、自殺予防週間におけるパネル展示を実施しました。

#### 《自殺予防週間におけるパネル展の実施》

(令和5年度実績)

タイトル	概要	期間
自殺予防週間パネル展	庁舎1階の区民ホールにおいて、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、危険に気づいた時の対応方法等を啓発するパネル展示やリーフレット配布を実施。	9月6日～21日

### (3) 難病（指定難病）

難病の方を対象として、各種制度の手続や相談、援助を行っています。

#### ア 指定難病の患者への補助

厚生労働省令によって指定された疾病に該当し、一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。なお、令和6年4月1日から対象疾病が338疾病から341疾病に拡大されました。

#### イ 指定難病申請時面接

指定難病の申請手続を行うために来所された方には、患者や家族が抱えている問題を把握し適切な援助ができるよう、保健師が面接を行います。

#### ウ 難病相談会

適切な療養生活の確保及び社会復帰の促進を目的として、医療や生活に関する知識を啓発するとともに、指導及び助言を行います。また、集合形式の場合は交流会も同日行います。

#### 《難病講演会》

対象疾病	開催日	テーマ	講師	参加人数
好酸球性副鼻腔炎	6月30日	・病気の理解と最新の治療について ・交流会	横浜市立大学附属病院 桑原 達医師	20人 患者18人 家族 2人
脊髄小脳変性症	10月2日	・病気の理解と最新の治療について ・日常に取り入れやすい運動について ・交流会	横浜市立大学附属病院 橋口 俊太医師 上杉 上理学療法士	32人 患者14人 家族18人
			計	52人

## 7 こども家庭支援（こども家庭支援課）

乳幼児健診や保育所入所、母性相談などの母子に関する福祉保健事業の実施及び児童相談所をはじめとした地域専門機関等との連携により、妊娠や出産からの子育て支援を推進するとともに、保育や児童虐待、不妊、更年期、女性への暴力など、子どもや家庭をとりまくさまざまな課題の解決に向けて、支援を行っています。

### （1）児童福祉

「児童福祉法」には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と、児童福祉の理念が掲げられています。この理念に基づき、次のような施策を実施しています。

#### ア 保育所

保育所は、保護者が働いている場合や、病気等により乳幼児を日中保育できない場合に、保護者に代わって保育する「児童福祉法」に基づく施設です。

#### 《保育所の待機状況（年齢別）》

	認可 施設数 (施設)	認可 定員数 (人)	(計)	待機児童数 (人)					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年4月1日時点	47	2,958	0	0	0	0	0	0	0
令和5年4月1日時点	47	2,967	1	1	0	0	0	0	0
令和4年4月1日時点	47	2,957	0	0	0	0	0	0	0

#### イ 母子生活支援施設

18歳未満の児童がいる母子家庭で、さまざまな事情により子どもを育てる上で援助を必要としている場合に入所し、専門職員の支援を受けながら自立を目指します。

市内には、公立・私立併せて8施設あります。

#### 《磯子区における母子生活支援施設への入所件数》

	措置件数
令和5年度	4 件
令和4年度	3 件
令和3年度	4 件

#### ウ 助産施設

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦については、入院措置をします。

入院資格は、原則として前年分の所得税が非課税であった世帯になりますが、特別な場合は課税世帯であっても認められることがあります。

#### 《磯子区における助産施設への措置件数》

	措置件数
令和5年度	1 件
令和4年度	4 件
令和3年度	8 件

## エ 児童扶養手当

ひとり親家庭等の方に支給されます。支給期間は児童が18歳になった後の最初の3月（中程度以上の障害がある場合は20歳到達）までです。ただし、公的年金を受けられるときなどは支給されません。（所得制限があります。）

《磯子区における児童扶養手当の支給状況》（各年7月31日現在）

時 点	支給件数
令和5年度	960 件
令和4年度	994 件
令和3年度	1,044 件

## オ 児童手当(令和6年10月以降、制度改正(拡充)が行われます。)

手当の名称	内 容	
児童手当 (令和6年9月まで)	【支給対象】	日本国内に住所を有し、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方
	【支給期間】	請求の翌月分から中学校修了前（15歳到達後最初の3月分）まで
	【支給額】	
	児童の年齢	手当の額（1人当たり月額）
	3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）	
中学生	一律10,000円	

※ 所得制限あり（令和4年6月分以降、所得制限限度額及び所得上限限度額が導入されました。）

- ・ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として、月額一律5,000円を支給します。
- ・ 児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

※ 令和6年10月分以降、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

手当の名称	内 容	
児童手当 (令和6年10月以降)	【支給対象】	日本国内に住所を有し、高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方
	【支給期間】	請求の翌月分から高校生年代（18歳到達後最初の3月分）まで
	【支給額】	
	児童の年齢	手当の額（1人当たり月額）
	3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上18歳到達後の最初の年度末まで	10,000円（第3子以降は30,000円）	

《磯子区における児童手当支給状況》（令和5年3月現在）

	受給者数	支給対象児童数
一般	10,937人	17,319人
施設等	4施設	42人

（令和6年3月現在）

	受給者数	支給対象児童数
一般	10,477人	16,540人
施設等	6施設	38人

## (2) 母子福祉

「母子及び寡婦福祉法」は、母子家庭及び寡婦の生活の安定向上を図るため、母子家庭の児童が健やかに育てられ、かつ母親の健康で文化的な生活の保障を理念に掲げています。  
また、寡婦家庭の福祉向上のため、母子家庭と同様の施策が講じられています。

### 《母子・寡婦福祉資金》

資金名称	貸付対象者
母子福祉資金	夫がいない女性で、20歳未満の子どもを育てている方とその子ども
父子福祉資金	妻がいない男性で、20歳未満の子どもを育てている方とその子ども
寡婦福祉資金	夫がいない40歳以上の女性で、20歳未満の子どもを扶養しているか、または一定の収入以下で、扶養している子どものない方

### 《母子・寡婦福祉資金利用状況》

資金名称	年度別利用件数（件）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業開始資金	0	0	0
事業継続資金	0	0	0
技能修得資金	1	1	0
就職支度資金	0	0	0
就学支度資金	0	0	0
修学資金	12	10	7
修業資金	0	0	0
住宅資金	0	0	0
転宅資金	0	0	0
生活資金	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0
計	13	11	7

## (3) 母子保健

### ア 母子健康手帳の交付

#### 《母子手帳交付数》

	(計)	妊娠中の交付	出産後の交付	再交付
令和5年度	1,002	975	24	3
令和4年度	1,068	1,047	13	8
令和3年度	1,118	1,102	4	12

#### 《母子健康手帳交付時面接数》

	面接数	面接率※
令和5年度	949 回	97.3 %
令和4年度	1,043 回	99.6 %
令和3年度	1,091 回	99.0 %

※ 面接率  
= 面接数 / 妊娠中の母子健康手帳交付数 (計) × 100

## イ 妊産婦及び女性の健康相談

妊娠や出産、母乳、育児に関することなどの妊産婦相談をはじめ、家族計画や性に関すること、更年期に関することなど、女性の総合的な相談を行っています。

《妊産婦及び女性の健康相談の実施状況》（令和4年度から統計方法が変更されました。）

[相談件数] ※複数計上

		内容別相談件数（件）										
		(計)	妊娠	母乳	育児	思春期	更年期	家族計画	不妊	DV	精神疾患等	その他
令和5年度	来所	391	4	192	187	0	0	2	1	0	2	3
	電話	131	4	51	62	0	2	0	0	0	1	11
令和4年度	来所	468	25	174	187	0	0	5	2	0	10	65
	電話	290	41	37	87	0	1	3	1	0	23	97

[相談人数]

		実人数（人）	延人数（人）
令和5年度	来所	123	200
	電話	76	85
令和4年度	来所	168	225
	電話	92	133

## ウ 両親（母親）教室

妊娠中の母体の健康管理、分娩及び育児援助に対する正しい知識を身につけることで子を健康に生み育てることができるよう、両親（母親）教室を行っています。

※ 両親（母親）教室は、4回1コースで毎月行っています（年12コース）。

《両親（母親）教室への参加状況》

	参加人数（人）			
	延べ数	実数		
		妊婦	夫	家族
令和5年度	472	105	54	0
令和4年度	463	97	50	0
令和3年度	495	109	70	0

## エ 母子訪問指導

### (ア) 看護職員による母子訪問等

母体の健康増進や子の発育状態の確認、育児不安の軽減などを目的として、妊産婦や乳幼児に対して訪問を実施し、安心して育児ができるよう支援しています。

《看護職員による母子訪問等の実施件数》

	対象者別実施件数（件）										
	(計)	未熟児	新生児	乳児	幼児	児童	思春期	妊婦	産婦	更年期	その他
令和5年度	686	93	151	75	56	0	0	8	303	0	0
令和4年度	655	36	74	184	65	1	1	14	280	0	0
令和3年度	574	46	120	25	76	9	1	22	189	0	86

### (イ) 指導員による母子訪問等

育児に不慣れな産後の時期に母子訪問を実施しています。育児不安の軽減や母体の回復促進を図るとともに、適切な育児情報の提供を通して安心して育児ができるよう支援しています。

#### 《指導員による母子訪問等の実施件数》

	訪問 (件)	電話 (件)
令和5年度	303	0
令和4年度	280	0
令和3年度	282	0

### オ こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行い、養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図ります。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりの推進及び児童虐待の予防につなげることを目的とします。

	訪問件数 (件)	
令和5年度	960	(内0 (件) は郵送)
令和4年度	996	(内0 (件) は郵送)
令和3年度	1,037	(内21 (件) は郵送)

### カ 医療給付

各制度において、対象となる乳幼児及び児童等の健全な育成を図るため、その乳幼児及び児童等にかかる医療費の一定割合を公費負担する制度です。

#### 《医療給付申請件数》

	(計)	内容別申請件数 (件)			
		自立支援 (育成) 医療	養育医療	小児特定 疾患医療	先天性血液凝固 因子障害医療
令和5年度	168	5	30	133	-
令和4年度	183	8	25	150	-

### キ 乳幼児健診

4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象として健康診査を実施し、心身の発達のチェックや疾病の早期発見に努めるとともに、保健指導及び栄養指導を行っています。

また、必要に応じて経過観察を行うことにより、乳幼児の健康増進に取り組んでいます。

#### 《乳幼児健診の実施状況》

##### [4か月児健診]

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	審査結果及び事後措置の状況				
				終了 (人)	終了以外 (延べ人数)			
					支援	他機関 紹介	要治療	治療中
令和5年度	988	985	99.7	726	101	57	28	91
令和4年度	1,011	979	96.8	724	103	74	32	73
令和3年度	1,082	1,035	95.7	678	116	80	52	132

[1歳6か月児健診]

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	審査結果及び事後措置の状況				
				終了 (人)	終了以外(延べ人数)			
					支援	他機関 紹介	要治療	治療中
令和5年度	1,058	1,016	96.0	666	273	17	16	75
令和4年度	1,037	1,013	97.7	641	269	18	22	83
令和3年度	1,087	1,063	97.8	656	309	8	22	101

※歯科健診結果

	虫歯あり	
	人数 (人)	比率 (%)
令和5年度	3	0.30
令和4年度	11	1.08
令和3年度	9	0.86

[3歳児健診]

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	審査結果及び事後措置の状況				
				終了 (人)	終了以外(延べ人数)			
					支援	他機関 紹介	要治療	治療中
令和5年度	1,022	980	95.9	718	133	13	19	111
令和4年度	1,108	1,094	98.7	694	208	24	19	182
令和3年度	1,277	1,246	97.6	823	287	13	23	153

※歯科健診結果

	虫歯あり	
	人数 (人)	比率 (%)
令和5年度	59	6.03
令和4年度	68	6.22
令和3年度	93	7.46

ク 乳幼児経過観察児健診

(ア) 経過健診

乳幼児健診で経過観察となった項目について継続して支援し、障害の早期発見に努めるとともに、子どものより一層の発達に向けて、養育者が子育てにより深く関わることのできるよう生活指導の場として、経過健診を実施しています。

《経過健診の実施状況》

	開設数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
令和5年度	12	66	80
令和4年度	12	68	81
令和3年度	12	63	74

### (イ) 早期療育相談

近年、早期診断に基づく適切な療育指導が、子どもの心身の健やかな発達・成長につながります。磯子区では横浜市南部地域療育センターと連携し、必要に応じて療育への説明や導入への手助けをしています。

#### 《早期療育の実施状況》

##### [4か月児]

	開設数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
令和5年度	12	12	19
令和4年度	12	12	21
令和3年度	10	14	19

##### [1歳6か月児]

	開設数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
令和5年度	6	6	6
令和4年度	6	3	3
令和3年度	6	4	4

### (ウ) 心理個別相談

乳幼児健診や養育者からの相談などで、心理判定員が発達について評価し、養育者に具体的な関わり方を指導しています。

#### 《心理個別相談の実施状況》

	開設数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
令和5年度	130	271	328
令和4年度	131	292	370
令和3年度	127	299	361

### (エ) 心理集団相談

子どもの発達に課題のある親子に対し、集団での遊びの様子から親が自分の子どもの特徴を理解できるよう支援します。

また、子どもを複数の専門スタッフが評価することにより、適切な支援を行います。

※ 心理集団相談は1コース8回で、年3コース実施しています。

#### 《心理集団相談の実施状況》

	開設数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
令和5年度	14	16	98
令和4年度	16	19	128
令和3年度	16	19	137

ケ 妊産婦歯科相談及び乳幼児歯科相談

《妊産婦歯科相談の実施状況》

	実人数 (人)
令和5年度	1
令和4年度	7
令和3年度	2

《乳幼児歯科相談の実施状況》

	実人数 (人)
令和5年度	39
令和4年度	50
令和3年度	54

コ 市立保育園での子育て支援

市立保育園では、地域の子育て支援として、育児相談、交流保育、育児講座及び園庭開放を行っています。

《育児相談の実施状況》

(令和4年度実績)

	相談件数 (件)		
	(計)	来園	電話
生活習慣	64	61	3
発達・発育	254	242	12
医学的問題	7	7	0
育児・環境	140	138	2
情報提供	474	249	225
その他	1	1	0
計	940	698	242

(令和5年度実績)

	相談件数 (件)		
	(計)	来園	電話
生活習慣	86	81	5
発達・発育	348	334	14
医学的問題	26	24	2
育児・環境	234	224	10
情報提供	481	344	137
その他	0	0	0
計	1,175	1,007	168

《交流保育、育児講座、園庭開放の実施状況》

(令和4年度実績)

	開催数	参加人数 (人)		
		(計)	保護者	児童
交流保育※	24	230	110	120
育児講座	10	187	93	94
園庭開放	294	1,131	513	618

※交流保育は園児との交流はしなかったが、中止にせず、今できる園児との交流を工夫して、地域の親子のみで行った。

(令和5年度実績)

	開催数	参加人数 (人)		
		(計)	保護者	児童
交流保育※	23	186	86	100
育児講座	11	243	115	128
園庭開放	297	1,319	616	703

## サ 子育て支援者による子育て相談・子育てグループ支援

身近な地域で養育者を支援することにより、養育者の子育ての不安を軽減・解消するため、横浜市では、平成8年10月から子育て支援者による子育て相談や子育てグループの支援を行っています。磯子区では、計8名の子育て支援者が活動しています。

### 《子育て相談の実施状況》 各会場週1回

会場名	実施曜日	実施回数(回)	来所者数(人)	相談者数
洋光台駅前公園こどもログハウス	木曜日	50	1,730	252
杉田地区センター	火曜日	51	959	215
根岸地区センター	金曜日	46	307	127
浜小学校コミュニティハウス	水曜日	49	318	147
上中里地区センター	水曜日	48	908	288
磯子センター	火曜日	51	350	171
屏風ヶ浦地域ケアプラザ	木曜日	50	782	411
岡村中学校コミュニティハウス	木曜日	49	415	183
	令和5年度(計)	394	5,769	1,794
	令和4年度(計)	382	4,796	1,501
	令和3年度(計)	376	4,612	1,619

### 《子育てグループ支援の実施状況》

	支援回数
令和5年度	5回
令和4年度	5回
令和3年度	12回

## シ こども家庭相談

原則0～18歳の子どもや妊婦とその家族などの保健や福祉に関する様々な相談や困りごとに対応・支援することを目的にこども家庭支援課の専門職（社会 福祉職・保健師・助産師など）が面接などを経て適切な支援や情報提供を行います。

《こども家庭支援相談件数》（令和4年度から統計方法が変更されました。）

[相談形態別]

	形態別相談件数 (件)			
	(計)	電話	来所	その他
令和5年度	5,382	2,816	2,566	0
令和4年度	6,395	3,683	2,712	0

[対象者別]

	対象者別相談件数 (件)					
	(計)	児童・妊婦	世帯 (保護者)	ひとり親関連	女性福祉相談	不明
令和5年度	5,382	3,894	44	1,378	62	4
令和4年度	6,395	4,752	75	1,507	57	4

[相談内容別]

	内容別相談件数 (件)									
	(計)	障害相談	ひとり親	保健相談	育成相談	養護相談	非行・ぐ犯	引きこもり	その他	不明
令和5年度	5,382	2,656	1,617	489	53	82	0	3	478	4
令和4年度	6,395	2,844	1,558	859	78	232	3	4	786	31

[処遇方針別] ※複数計上

	支援内容 (件)								
	(計)	情報提供	保健師指導	他機関紹介	課内引継ぎ	他課引継ぎ	障害サービス手当申請	ひとり親サービス手当申請	その他
令和5年度	7,208	2,029	86	36	2,957	469	1143	460	28
令和4年度	8,558	3,090	194	74	3,186	483	1039	458	34

## ス 児童虐待防止に向けた連絡会

子育て支援や児童虐待防止について、関係する諸機関が相互に連携し地域に根ざした取組としていくために、病院、警察、幼稚園、小中学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、児童相談所等と連携し、情報交換や事例検討、研修などを行いました。

### 《要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催状況》 (令和5年度実績)

開催日	内容
【児童虐待防止講演会】 令和6年3月16日	「救えたはずの命から託された願いを叶えるために～多職種連携で子どもを守る」 福岡県警本部 少年係 安永 智美 (52人参加)
【エリア別会議】 9月～3月 【実務者会議】 令和5年6月21日 令和6年2月21日	【エリア別会議】6中学校区にて8回(142人参加) 【実務者会議】横浜市の取組と区の事業報告 個別ケース検討会議の報告等

## (4) 子育て応援推進事業

子どもをもつ家庭が健全に子育てを行えるよう、出産前から子育て中にわたり支援を行っています。また地域子育て支援拠点や地域の子育て支援団体・機関との連携をすすめ、地域での子育て支援を進めています。

### ア プレパパ出産・育児教室（パパになる前の育児体験教室）

もうすぐ出産を迎える新米パパ・ママを対象に、助産師の指導による沐浴・妊婦体験を実施します。お腹の中のこどもの心音を聴いたり、先輩パパ・ママからの体験談も聞ける教室です。  
年3回、土曜日午前開催。

### 《プレパパ出産・育児教室の実施状況》 (令和5年度実績)

開催日	参加人数(人)
令和5年6月24日	35
令和5年10月14日	42
令和6年2月10日	37

### イ 授乳相談（旧授乳時不安解消教室）

乳幼児を養育する母親が抱える不安は、多様化しています。中でも授乳時の不安を持つ母親が増加しています。そこで、定期的な相談の機会を提供し、健全な育児の支援をするとともに、授乳時不安の解消を図りました。

### 《授乳相談の開設状況》

	実施回数	延べ参加人数
令和5年度	12回	65人
令和4年度	12回	138人

### ウ 育児不安解消教室（マザーズ）

子どもに発達上の問題はないものの母親の育児力に問題があることから、虐待ハイリスクにつながるケースがあります。

母子を分離して別々のプログラムで集団指導することにより、虐待予防に努めるとともに育児不安の解消を図りました。

### 《育児不安解消教室の開設状況》

	実施回数	延べ参加人数
令和5年度	12回	13人
令和4年度	11回	10人

## エ 養育ネットワーク

### (ア) 地域育児教室

妊婦や子育て中の母親を対象に、地域育児グループの協力を得ながら地域育児教室（赤ちゃん教室）を開催し、育児に関する話し合いや学習会を通して育児情報の提供等を行います。

#### 《地域育児教室の実施状況》

	新規参加人数(人)				延べ参加人数(人)			
	(計)	母	子	その他	(計)	母	子	その他
令和5年度	567	271	274	22	1,685	823	827	35
令和4年度	453	222	224	7	1,261	621	626	14
令和3年度	449	221	224	4	945	467	472	6

### (イ) 子育てサークルリーダー交流会

地域の中で子育てをすることの大切さを学び、親子が共に育つ喜びを共有していく場として、区内に子育てサークルが自主的に組織されています。この中心者となる人材の育成と情報交換の機会を提供するため、子育てサークルリーダー交流会を実施しています。

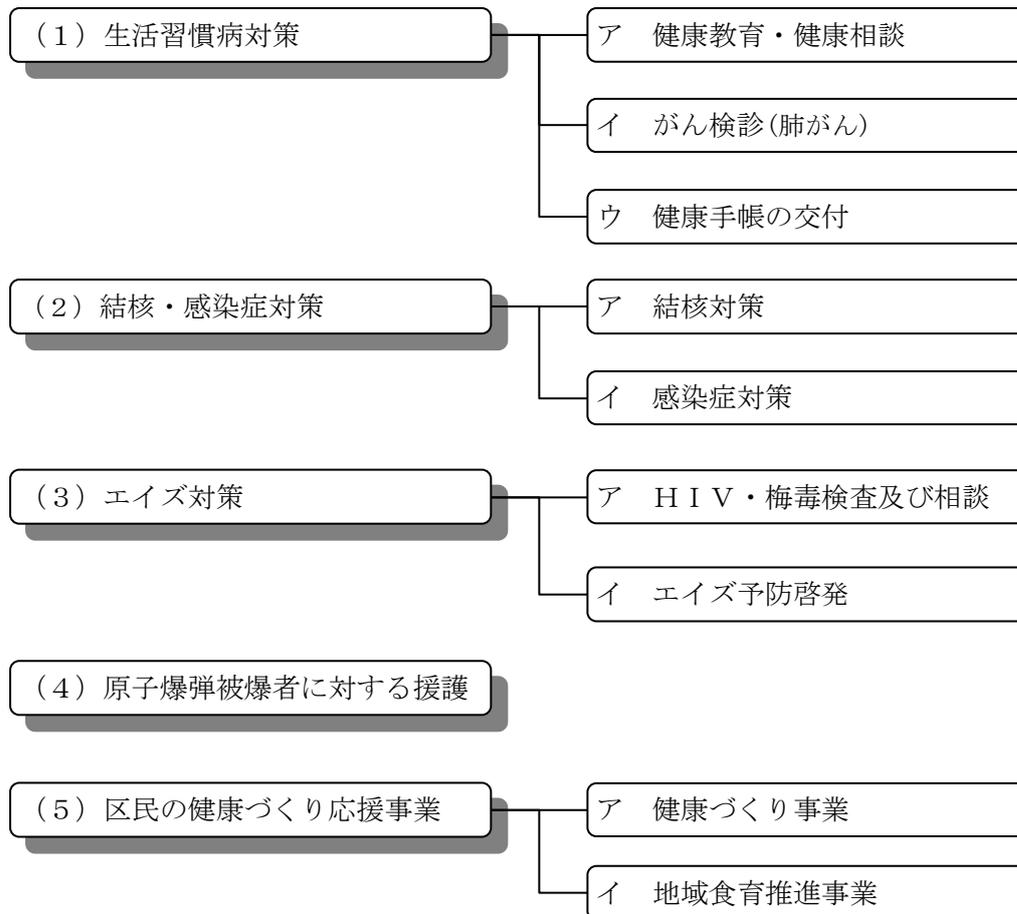
#### 《子育てサークルリーダー交流会の実施状況》

	実施回数	延べグループ数	延べ参加人数		
			(計)	母	児
令和5年度	2回	6組	17人	9人	8人
令和4年度	2回	9組	18人	9人	9人
令和3年度	1回	3組	6人	3人	3人

## 8 市民の健康づくり（福祉保健課 健康づくり係）

市民の健康保持及び増進を担う部門として、疾病予防や生涯にわたる健康づくり、感染症対策など、全市民に共通する政策課題を総合的かつ部門横断的に対応します。

### 《市民の健康づくりの全体像》



(1) 生活習慣病対策

ア 健康教育・健康相談

生活習慣病予防や、歯と口の健康に関する正しい知識の普及を図り、生涯にわたる健康の保持増進を図るための健康相談や健康教室を開催しました。

《健康相談等実施状況》

	健康相談 (人)	食生活相談 (人)
令和5年度	102	73
令和4年度	51	65
令和3年度	36	100

《歯科口腔保健関係事業の実施状況》

事業名	令和4年度		令和5年度		備考
	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	
両親教室 (母親教室)	12	108	12	108	
あかちゃん教室	18	225	18	315	
4か月児健診	19	959	19	983	
1歳6か月児健診	20	1,001 (98)	19	1,017 (116)	※括弧内は個別指導 (再掲)
3歳児健診	22	1,175 (15)	19	980 (28)	※括弧内は個別指導 (再掲)
離乳食教室 (初期)	12	202	12	244	
離乳食教室 (中期)	12	63	12	163	
おやこ歯っぴー教室 (後期)			6	89	※令和5年度開始
育児講座	8	117	10	108	
障害児者向け講座	3	16	2	13	
歯と口の健康週間行事	1	240	1	670	※令和4年度はオンライン配信、令和5年度はパネル展を実施
疾病の重症化予防事業 集団講座	1	12	1	12	
元気づくりステーション	5	80	7	176	
地域人材向け研修会	2	19	2	69	
オーラルフレイル予防講演会	2	49			※歯科医師会に講師依頼
計	137	4,266 (113)	140	4,947 (144)	※括弧内は乳幼児健診指導の計 (再掲)

イ がん検診

《肺がん集団検診実施状況》

	実施回数 (回)	受診者数 (人)
令和5年度	2	28
令和4年度	1	13
令和3年度	0	0

ウ 健康手帳の交付

40歳以上の方に健康手帳を交付しています。

《健康手帳の交付状況》

	交付数 (冊)
令和5年度	11
令和4年度	16
令和3年度	3

(2) 結核・感染症対策

ア 結核対策

《結核患者登録状況》 (各年12月31日現在)

	2年	3年	4年	5年
登録者(人)	61	50	46	33

《新規登録状況》

		令和4年1～12月	令和5年1～12月
新規登録者(人)		22	14
内訳 (人)	肺結核	12	9
	肺外結核	5	1
	潜在性結核	5	4

《接触者健康診断実施状況》 (令和4年度実績)

	X線検査(人)	血液検査(人)	ツベルクリン反応検査(人)
家族健診	20	7	0
接触者健診	21	22	0

(令和5年度実績)

	X線検査(人)	血液検査(人)	ツベルクリン反応検査(人)
家族健診	9	39	0
接触者健診	15	17	0

イ 感染症対策

《感染症集団発生対応状況》

	令和4年度	令和5年度
感染性胃腸炎(件)	18	16
インフルエンザ(件)	30	149
新型コロナウイルス感染症(件)	465	42

《施設向け感染症指導者養成研修会の開催状況》

※令和5年度は、施設種別ごとに2回に分け、高齢・障害者施設46施設と幼児・児童施設41施設に研修会を実施しました。

また、施設等に手洗いチェッカーの貸し出しを行い、延べ651人に正しい手洗いの方法について啓発しました。

(3) エイズ対策

ア HIV検査及び相談

《HIV検査及び相談の実施状況》

		令和4年度	令和5年度
検査	エイズ抗体検査(採血)(人)	7	30
	梅毒検査(採血)(人)	7	30
相談	エイズ相談(電話・来所)(人)	56	74

イ エイズ予防啓発

エイズに関する正しい知識の普及啓発のため、磯子区役所4階フロア及び「健康階段(1～7階)」にポスターやチラシを掲示しました。また、12月の世界エイズデーにはパネル展を実施しました。

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護

原爆被爆者等の健康管理及び福祉の向上を目的として、原爆被爆者及び被爆者のこどもから、健康手帳・健康診断受診者証の交付申請、各種手当認定等の申請を受け付け、県又は市へ送付しました。

《原子爆弾被爆者関係申請受理状況》

	令和4年度	令和5年度
神奈川県への進達件数(件) (原爆被爆者居住地変更等)	26	41
横浜市健康福祉局への送付件数(件) (被爆者の子に対する医療費助成申請等)	34	25

(5) 区民の健康づくり応援事業

ア 健康づくり事業

(ア) 保健活動推進員研修

	令和4年度	令和5年度
実施回数	3	3
参加人数	60	84

(イ) あなたのまちで健康づくり講座

	令和4年度	令和5年度
実施回数	102	114
体力測定等	10	7
健康講和等	2	2
体操教室等	48	49
赤ちゃん教室等	42	56
参加人数	1285	1338
体力測定等	132	234
健康講和等	18	22
体操教室等	884	950
赤ちゃん教室等	251	132

(ウ) ウォーキング企画支援

	令和4年度	令和5年度
実施回数	18	22
参加人数	128	296

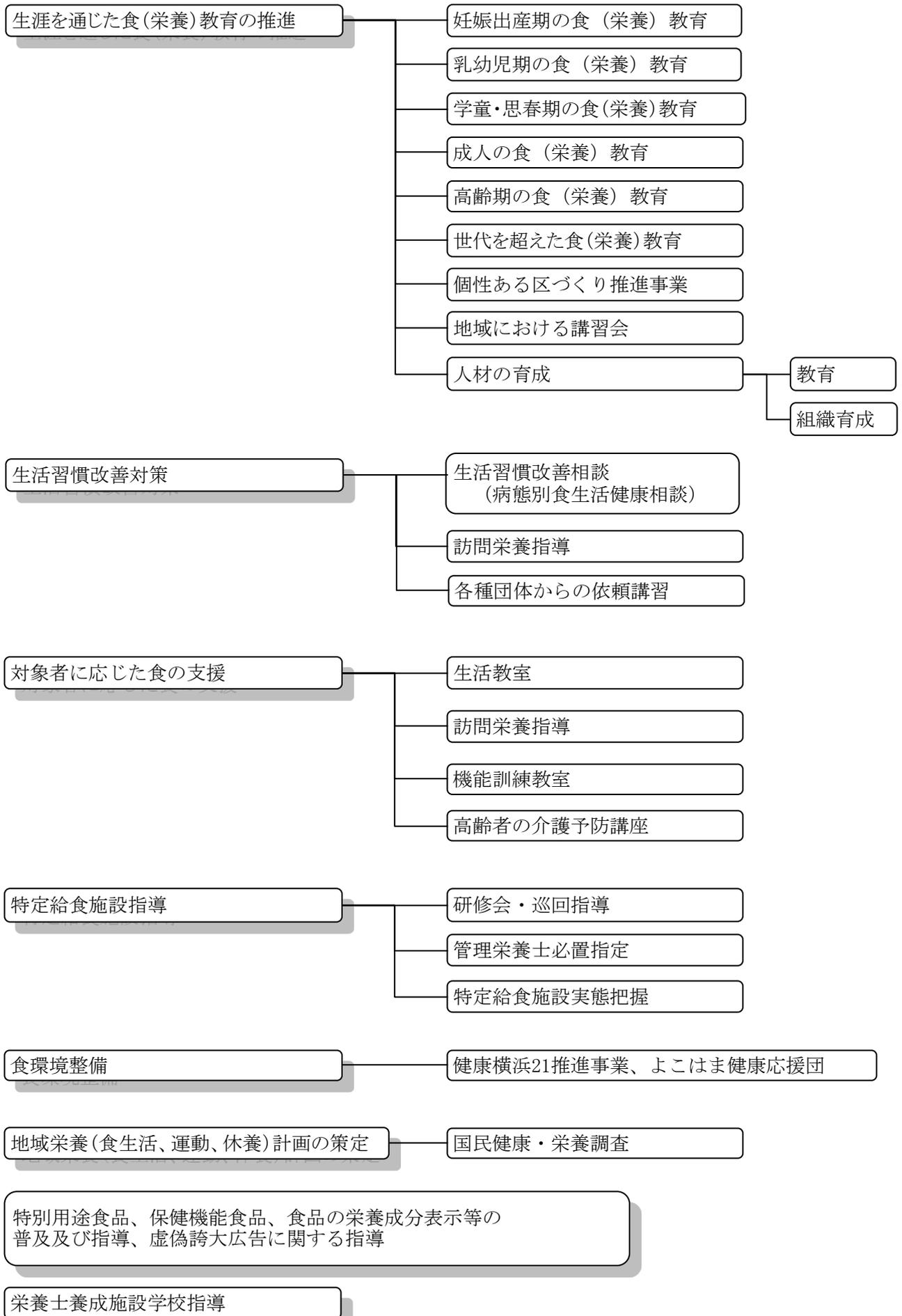
イ 地域食育推進事業

《食育の実施状況》

内 容	令和4年度		令和5年度	
	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)
おいしいおはなしよみきかせ	1	11	2	27
出張栄養相談inいそピヨ	12	( 66 組 )	12	(55組)
はじめての離乳食教室	11	101	12	116
出張！健康づくり応援隊	2	118	3	273

(6) 栄養改善健康増進

《全体像》



## ア 生涯を通じた食（栄養）教育の推進

区民の健康保持・増進を目的として、「自分の健康は自分で守る」という意識づけをしながら、乳幼児から成人そして老人にわたるライフステージに応じた健康教育を、他の部門と連携して実施しました。

### 《生涯を通じた食（栄養）教育に係る事業の実施状況》

事業名	令和4年度		令和5年度		備考
	実施回数(回)	延べ人数(人)	実施回数(回)	延べ人数(人)	
両親教室（母親教室）	12	104	12	111	
4か月児健診	19	959 (186)	19	983 (10)	※括弧内は個別指導（再掲）
1歳6か月児健診	20	1,001 (77)	18	991 (68)	※括弧内は個別指導（再掲）
3歳児健診	22	1,175 (58)	19	994 (44)	※括弧内は個別指導（再掲）
乳幼児食生活相談	12	27	12	24	
離乳食教室	12	63	12	82	
地域における講習会（20歳未満）	29	206	51	406	乳幼児依頼、食改地域依頼
その他の乳幼児	—	97	—	23	経過観察児、電話相談等
食生活等改善推進員地区活動支援	12	259	12	147	生活習慣病予防の普及啓発
地域における講習会（20歳以上）	7	237	12	417	
食生活等改善推進員セミナー	10	116	9	85	
食生活等改善推進員研修会	10	345	14	441	
食生活等改善推進員役員会・打合せ会	23	209	38	324	
計	188	4,798 (321)	228	5,028 (122)	※括弧内は個別指導の計（再掲）

## イ 生活習慣改善対策

日常生活に栄養、運動、休養の調和のとれた習慣が定着するよう、個別栄養相談を行いました。

### 《生活習慣改善対策としての栄養指導の指導人数》

相談内容	令和4年度	令和5年度
高血圧	9	8
脂質異常症	14	17
糖尿病	30	33
骨粗しょう症	0	0
女性の健康	0	0
病態別	11	9
その他	1	4
健康増進	0	2
計	65	73

## ウ 高齢者・障害者関係

### 《生活教室の実施状況》

	令和4年度	令和5年度
回数（回）	1	1
参加人数（人）	8	8

## エ 特定給食施設指導

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の関係者に対し、健康管理に必要な知識及び技術の普及を図ることにより、給食利用者の健康づくりの推進を働きかけました。併せて、区内給食施設を対象に現況を調査しました。

### 《指導の実施状況》

	令和4年度	令和5年度
巡回指導（件）	19	20
電話相談（件）	7	4
研修会（回）	3（52施設）	3（39施設）

## オ 特別用途食品・保健機能食品・食品の栄養成分表示等の普及及び指導、虚偽誇大広告に関する指導

### 《指導の実施状況》

事業名	令和4年度		令和5年度	
	実施回数（回）	参加人数（人）	実施回数（回）	参加人数（人）
区民対応	12	104	12	111
業者指導	3	—	5	—

## 9 高齢者・障害者の公共交通機関利用支援（高齢・障害支援課）

### （1）敬老特別乗車証の交付

市内に居住している70歳以上の希望者には、本人所得に応じた利用者負担により、市営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン及び市内を運行する民営バスに乘車する際利用することのできる敬老特別乗車証を交付しています。

#### 《敬老特別乗車証の交付状況》

	令和4年度	令和5年度
交付枚数	22,588 枚	22,546 枚

### （2）福祉特別乗車券の交付

次の対象者には、申請により、市営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン及び市内を運行する民営バスに乘車する際利用することのできる福祉特別乗車券を交付しています。なお、1～4級の身体障害者手帳保持者、知能指数50以下の方、1～3級の精神保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳・被爆者健康手帳所持者については、利用者負担金（年間1200円、20歳未満の方は600円）があり

#### 《福祉特別乗車券の交付対象者及び交付状況》

		令和4年度	令和5年度
対象者	交付単位	交付枚数(枚) ※再交付を除く	交付枚数(枚) ※再交付を除く
母子生活支援施設入所者	半年毎	0	0
1～4級の身体障害者手帳所持者※1	一年毎	714	762
知能指数75以下の方※1		885	792
1～3級の精神保健福祉手帳所持者		1,399	1,563
戦傷病者手帳・被爆者健康手帳所持者		0	1
計		2,998	3,118

※1:平成28年4月から18歳未満の方はこども家庭支援課にて交付

### （3）重度障害者福祉タクシー利用券の交付

下肢・体幹・視覚・内部障害で1・2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数が35以下（愛の手帳A1・A2）の方、下肢・体幹・視覚・内部障害の程度が3級かつ知能指数が50以下（愛の手帳A1～B1）の方、1級の精神保健福祉手帳を持っている方に対して、1枚500円のタクシー利用券を交付しています。ただし、交付枚数は年間84枚を上限とし、1回の乗車につき7枚まで使用できます。また、腎臓機能障害で週3回以上、人工透析のために通院されている方に対しては、年間168枚を上限としています。

#### 《重度障害者福祉タクシー利用券の交付状況》

	一般	割増（透析通院者）	計
令和5年度交付件数	1,067	234	1,301
令和4年度交付件数	1,302	226	1,528

※平成28年4月から、18歳未満の1～4級の身体障害者手帳所持者及び知能指数75以下の方はこども家庭支援課にて交付

### （4）障害者自動車燃料券の交付

下肢・体幹・視覚・内部障害で1・2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数が35以下（愛の手帳A1・A2）の方、下肢・体幹・視覚・内部障害の程度が3級かつ知能指数が50以下（愛の手帳A1～B1）の方、1級の精神保健福祉手帳を持っている方に対して、1枚1,000円の燃料券を交付しています。ただし、交付枚数は年間24枚を上限とし、1,000円単位で使用します。また、腎臓機能障害で週3回以上、人工透析のために通院されている方に対しては、年間48枚を上限としています。

#### 《障害者自動車燃料券の交付状況》

	一般	割増（透析通院者）	計
令和5年度交付件数	438	55	493
令和4年度交付件数	444	53	497

※18歳未満の1～4級の身体障害者手帳所持者及び知能指数75以下の方はこども家庭支援課にて交付

※（1）～（4）については、いずれか1つの制度のみ使用できます。

### （5）有料道路通行料金割引制度の登録

身体障害者本人又は生計を一にする者が所有する乗用自動車、ライトバン等を身体障害者本人が自ら運転する場合、または、第1種の身体障害者・知的障害者本人又は生計を一にする者若しくは日常的に介護している者が所有する乗用自動車、ライトバン等を、本人の移動のために介護者が運転する場合は、事前に登録することにより、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社等が管理する有料道路を通行する際、50%以内の割引を受けることができます。

#### 《有料道路通行料金割引の状況》

	申請件数
令和5年度	825 件
令和4年度	774 件

※平成28年4月から、18歳未満の対象者はこども家庭支援課にて登録受付

## 10 各種災害共済等（福祉保健課 運営企画係／生活支援課 事務係）

### （1）小災害被災者に対する見舞金の支給

火災や水害などの小災害によって被災した人に対して、横浜市、日本赤十字社神奈川県支部、日本赤十字社横浜市地区本部、磯子区赤十字奉仕団、神奈川県共同募金会及び磯子区社会福祉協議会から見舞金品の支給を行っています。

#### 《小災害被災者に対する見舞金の支給額》

（単位：円）

区 分		支給母体※1					
		横浜市	日赤市 地区本部	区赤十字 奉仕団	日赤 県支部	県共募	区社協
全焼（壊）	単身	30,000	15,000	10,000	日用品等	10,000	5,000
	2人以上	50,000	25,000	15,000	10,000		
半焼（壊）	単身	20,000	10,000	5,000	日用品等	5,000	5,000
	2人以上	30,000	15,000	8,000	10,000		
床上浸水	単身	10,000	5,000	3,000	日用品等	/	/
	2人以上	20,000	10,000	5,000	5,000		
（冠水）水損	単身	10,000	5,000	3,000	日用品等	/	/
	2人以上	20,000	10,000	5,000	10,000		
重傷者※2	1か月以上 入院 30,000	1か月以上 入院 20,000	1か月以上 入院 8,000	2週間以上 入院 10,000	5,000	5,000	
	6か月以上 入院 50,000						
死者※2		100,000	50,000	20,000	24時間以内 20,000	10,000	5,000

※1 「日赤市地区本部」：日本赤十字社横浜市地区本部

「区赤十字奉仕団」：磯子区赤十字奉仕団

「日赤県支部」：日本赤十字社神奈川県支部

「県共募」：神奈川県共同募金会

「区社協」：磯子区社会福祉協議会

※2 重傷者又は死者一人単位で支給

#### 《見舞金・弔慰金支給件数》

令和5年度	3件
令和4年度	4件

### （2）戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づく受付や、進達交付事務、及び慰霊行事の受付等を行っています。

## 11 食品衛生（生活衛生課 食品衛生係）

食生活の安全確保と食品衛生の向上のため、食品営業関係施設に対して営業許可調査、監視指導及び食品等の収去検査を行っています。

また、不良食品や苦情食品に対して原因究明等の調査を行い、事故の再発防止を図っています。

さらに、食品関係業者及び消費者に対して衛生教育を実施することにより、食品等の取扱い等に注意を促し、食中毒の予防をはじめとする食品衛生の向上に努めています。

### (1) 食品衛生関係営業の申請・届出関係

#### ア 食品営業関係施設に対する監視指導

《区内の業種別施設数及び監視数》

業 種	令和4年度		令和5年度	
	施設数 (施設)	監視数 (回)	施設数 (施設)	監視数 (回)
許可を要する業種 (小計)	1,139	234	1,109	348
調理業 (小計)	953	168	914	252
飲食店 (小計)	888	161	875	252
一般食堂	111		107	
レストラン	58		58	
すし屋	21		18	
そば屋	16		15	
中華料理店	59		60	
軽飲食	169		160	
弁当屋	57		52	
大衆酒場	133		126	
スナックバー	52		53	
その他	212		226	
喫茶店	65	7	39	0
製造業 (小計)	119	27	129	60
菓子	84		82	
食肉製品	3		3	
食用油脂	2		2	
豆腐	2		2	
めん類	1		1	
そうざい	14		12	
食品添加物	4		4	
魚肉ねり製品	1		0	
その他	8		23	
販売業 (小計)	67	39	66	36
魚介類	40		38	
食肉	27		28	
許可を要しない業種 (小計)	506	74	578	121
営業届出業種 (小計)	506	74	578	121
集団給食施設	69		78	
総合スーパー	36		37	
コンビニエンスストア	62		59	
その他の食料・飲料販売業	86		88	
その他	253		316	
計	1,645	308	1,687	469

## イ 一斉監視指導・衛生指導

区内の食品製造施設や食品の調理業、販売業に対して、施設等の管理状況（施設内の清掃、整理整頓等）、食品添加物の適正使用、表示の点検、製造工程及び製造基準の点検を立入検査しました。また、食品の適正な取扱い及び保存温度についても重点的に監視指導し、違反・不良食品等の流通防止とその発見・排除に努めました。

《一斉監視指導・衛生指導の実施状況》		令和4年度	令和5年度
一斉監視指導・衛生指導の内容	実施時期	監視・データ点検施設数	監視・データ点検施設数
小学校学校給食施設等一斉監視指導	5月～6月	16	16
社会福祉施設等一斉監視指導	7月～3月	57	81
計		73	97

## ウ 食品等の収去検査

食品等の安全性を確保するため、夏期及び年末に一斉点検期間を設けて、営業施設等に対する監視指導を実施するとともに、区内製造所、販売店等から食品等の収去（抜き取り）検査を行い、違反・不良食品等の流通防止に努めました。

《食品等の収去検査の実施状況》	令和4年度			令和5年度		
	検体数	不良・違反数	違反率※ (%)	検体数	不良・違反数	違反率※ (%)
肉・卵類及びその加工品	3	1	33.3%	2	0	0.0%
野菜類・果実及びその加工品	6	0	0.0%	12	0	0.0%
菓子類	2	0	0.0%	3	1	33.3%
清涼飲料水	8	0	0.0%	0	0	0.0%
酒精飲料	1	0	0.0%	3	0	0.0%
かん詰・びん詰食品	1	0	0.0%	1	1	100.0%
その他の食品	7	0	0.0%	21	0	0.0%
計	28	1	3.6%	42	2	4.8%

## (2) 食中毒の予防

令和5年（1月～12月）に横浜市内で発生した食中毒事件の件数は41件で患者数は514人でした。

### 《横浜市内における食中毒の発生状況》

		原因物質				合計
		カンピロバクター	アニサキス	ノロウイルス	その他の細菌・不明	
令和5年度	発生件数	11	16	5	9	41
	患者数	33	17	79	385	514
令和4年度	発生件数	9	18	1	3	31
	患者数	33	19	30	36	118

### 《磯子区内における食中毒の発生状況》

	発生件数	患者数
令和5年1～12月	2件	12人
令和4年1～12月	1件	2人

### (3) 食品等の苦情受付

食品等に関して令和4年度に福祉保健センターに届出のあった苦情の件数は12件でした。

#### 《食品等の苦情受付の状況》

(令和4年度実績)

苦情内容別受付件数	異物混入	腐敗・変敗	有症苦情	カビの発生	不衛生	表示	その他	計
魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	1	0	1	0	0	0	0	2
野菜類・果実及びその加工品	1	0	0	0	0	0	0	1
菓子類	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	4	0	1	0	0	0	3	8
食品以外	0	0	0	0	0	0	0	0
施設関係	0	0	0	0	3	0	0	3
計	6	0	2	0	3	0	3	14

(令和5年度実績)

苦情内容別受付件数	異物混入	腐敗・変敗	有症苦情	カビの発生	不衛生	表示	その他	計
魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	1	0	0	0	0	0	0	1
野菜類・果実及びその加工品	1	0	0	0	0	0	0	1
菓子類	0	0	0	0	0	0	1	1
その他の食品	3	1	0	0	0	0	2	6
食品以外	0	0	0	0	0	0	0	0
施設関係	0	0	0	0	2	0	1	3
計	5	1	0	0	2	0	4	12

### (4) 衛生教育の実施

食品等による事故の未然防止並びに食品衛生知識の普及及び啓発を目的として、営業者や従事者、消費者などに対して、衛生教育を実施しました。

令和5年度は、全61回で949人の参加がありました。

#### 《衛生教育の実施状況》

対象者の区分	令和4年度		令和5年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
消費者	30	305	54	626
食品等関係事業従事者	9	360	7	323
その他	0	0	0	0
計	39	665	61	949

## 12 医務薬務・献血推進（生活衛生課 食品衛生係／福祉保健課 事業企画担当）

### (1) 医療関係施設数・薬事施設数及び監視件数

＜病院等医療関係施設数＞

（各年3月31日現在）

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	衛生検査所	歯科技工所	施術所（あんま等）	施術所（柔道整
令和6年	4	125	82	6	1	18	124	43
令和5年	4	129	82	6	1	18	121	41

※ 助産所は、出張専門を含む。 施術所は、出張専門を除く。

＜薬局等に対する監視指導の実施状況＞

薬事施設名	令和4年度		令和5年度	
	監視指導件数（件）	管内施設数（施設）	監視指導件数（件）	管内施設数（施設）
薬局	21	79	20	75
薬局医薬品製造業	4	6	0	5
薬局医薬品製造販売業	4	6	0	5
店舗販売業	5	24	6	24
卸売販売業	1	4	0	4
管理医療機器販売業・貸与業	0	408	0	416
高度管理医療機器販売業・貸与業	17	69	23	66
再生医療等製品販売業	1	1	0	1
毒物劇物販売業	11	34	4	30
計	64	631	53	626

### (2) 医務薬務事務

関係法令に基づき、医務薬務に係る各種申請や届出書類の審査を行い、受理及び許可します。また、免許関係事務等について、横浜市医療局又は神奈川県あてに進達します。

＜医務薬務関係事務取扱件数＞

事務の種類	令和4年度 件数（件）	令和5年度 件数（件）
医務関係事務（小計）	36	39
病院	0	0
診療所	0	0
歯科診療所	0	0
助産所	0	0
歯科技工所	0	2
施術所（あん摩等）	25	26
施術所（柔道整復）	11	11
薬務関係事務（小計）	454	457
薬局	261	263
薬局医薬品製造業	4	3
薬局医薬品製造販売業	4	3
薬局医薬品製造販売承認	1	1
店舗販売業	77	97
卸売販売業	2	3
管理医療機器販売業・貸与業	37	9
高度管理医療機器販売業・貸与業	48	57
再生医療等製品販売業	2	1
毒物劇物販売業	18	20
計	490	496

＜免許関係事務取扱件数＞

免許関係法令名	令和4年度 件数（件）	令和5年度 件数（件）
医師法	30	23
歯科医師法	1	6
保健師助産師看護師法	111	117
診療放射線技師法	5	3
臨床・衛生検査技師法	6	8
理学療法・作業療法・視能訓練士法	22	22
薬剤師法	18	25
管理栄養士	15	10
栄養士法	10	21
調理師法	38	33
麻薬取締法	261	345
諸証明交付	30	24
救急医療機関	0	0
死体解剖資格認定	1	0
母体保護法	0	0
計	548	637

### (3) 献血推進

＜区内献血実施状況＞

種類	令和4年度		令和5年度	
	実施回数（回）	献血者数（人）	実施回数（回）	献血者数（人）
職域（事業者等）	8.0	505	10.5	564
地域（小学校・駅）	1.0	40	2.0	94
街頭	11.0	426	7.0	254
計	20.0	971	19.5	912

職域の実施回数は新型コロナウイルス感染症による影響から回復傾向だが、街頭での実施回数・献血者数は減少している。

※実施回数は、1日単位

### 13 環境衛生（生活衛生課 環境衛生係）

多数の人が利用する旅館や公衆浴場、理容所、美容所などの営業施設、大規模な店舗、事務所ビル及び受水槽施設に対して衛生的な管理に関する指導を行っています。また、ねずみやダニ、ハチなどの駆除に関する相談に応じ、快適な生活環境の確保に努めています。

#### (1) 環境衛生関係営業施設

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、プール、墓地、温泉及び畜舎に対し、法律及び条例に基づき、許認可及び衛生的な管理の状況について指導しました。

《環境衛生関係営業施設数、届出等件数及び監視指導等件数》 (令和4年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)		監視指導等件数 (件)			
		許可 申請数	廃止届数	監視件数	許認可 変更 調査数	その他 調査数	相談件数
旅館業	4	0	1	1	0	0	1
興行場	3	0	0	0	0	0	1
公衆浴場	14	0	1	5	0	2	41
理容所	64	0	1	18	2	1	34
美容所	142	8	9	22	3	1	55
クリーニング	68	3	4	4	1	4	9
プール等	7	0	0	1	0	0	3
墓地等	23	1	0	0	1	3	1
温泉 (利用他)	3	0	0	2	0	0	6
畜舎等	8	0	0	0	0	0	0
計	336	12	16	53	7	11	151

(令和5年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)		監視指導等件数 (件)			
		許可 申請数	廃止届数	監視件数	許認可 変更 調査数	その他 調査数	相談件数
旅館業	4	0	0	0	0	0	0
興行場	3	0	0	1	0	0	0
公衆浴場	14	0	0	1	0	0	26
理容所	63	1	2	5	1	0	14
美容所	153	5	3	5	8	0	59
クリーニング	64	0	4	2	0	0	9
プール等	7	0	0	4	0	0	1
墓地等	22	0	1	0	1	0	0
温泉 (利用他)	3	0	0	1	0	0	0
畜舎等	8	0	0	0	0	0	0
計	341	6	10	19	10	0	109

#### (2) 受水槽施設及び井戸

水道法及び横浜市の条例で年1回の施設検査が義務付けられている簡易専用水道並びに受水槽の容量が8 m<sup>3</sup>を超える小規模受水槽水道、地下型の小規模受水槽水道について、検査機関の検査結果に基づき、管理が不適切な施設に対し、立入調査や改善指導を行うとともに、専用水道施設についても立入指導を行いました。

また、衛生的な管理を行うことのできる構造となるよう、設計段階で受水槽施設の事前指導を行っています。

井戸については、衛生的な管理、水道水飲用の推奨などの助言を行っています。

《受水槽施設数、届出等件数及び監視指導等件数》

(令和4年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)			監視指導等件数 (件)				
		給水 開始 届数	廃止 届数	他届・ 報告数	監視 件数	その他 調査数	相談 件数	事前 指導数	
専用水道	5	0	1	51	1	1	39	0	
簡易専用水道	214	1	4	149	0	0	100	0	
条 例	小規模8m <sup>3</sup> 超	28	0	0	2	0	0	11	0
	小規模8m <sup>3</sup> 以下	167	0	2	16	0	0	18	0
	簡易給水水道	0	0	1	0	0	0	6	0
計	414	1	8	218	1	1	174	0	

(令和5年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)			監視指導等件数 (件)				
		給水 開始 届数	廃止 届数	他届・ 報告数	監視 件数	その他 調査数	相談 件数	事前 指導数	
専用水道	5	0	0	3	1	0	24	0	
簡易専用水道	208	0	6	0	1	0	67	0	
条 例	小規模8m <sup>3</sup> 超	28	0	0	0	1	0	6	0
	小規模8m <sup>3</sup> 以下	169	2	0	0	2	0	23	0
	簡易給水水道	0	0	0	0	0	0	6	0
計	410	2	6	3	5	0	126	0	

### (3) 災害応急用井戸

災害時の生活用水を確保するため、井戸所有者に御協力いただき、災害時に井戸水を提供していただくことのできる井戸について「災害応急用井戸」として指定しています。

災害応急用井戸に指定した井戸に対しては、指定プレート、簡易検査試薬等を交付しています。

#### 《災害応急用井戸指定等件数》

	井戸数	調査 件数 (件)	相談 件数 (件)	指定 申請数 (件)	指定 件数 (件)	指定 解除数 (件)
令和5年度	44	0	-	3	0	0
令和4年度	47	0	4	0	0	6

### (4) 特定建築物

延床面積が3,000㎡以上の店舗、事務所等の特定建築物に対し、施設の維持管理に関する年間計画の提出を求めるとともに、空気調和設備、給排水設備の維持管理やねずみ・昆虫の防除などについて立入調査を行いました。

また、貯水槽清掃、衛生害虫の防除等ビルメンテナンスを行う登録業者に対し、機材の点検や従事者の研修状況などについて立入指導を行いました。

さらに、衛生的な管理を行うことのできる構造となるよう、設計段階において空調設備、給排水設備等に関する事前指導も行っています。

#### 《特定建築物施設数、届出等件数及び監視指導等件数》

(令和4年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)			監視指導等件数 (件)				
		使用 開始 届数	廃止届 ・非該 当届数	他の 届数	維持 管理 調査数	空気環 境測定 実施数	その他 調査数	事前 指導数	相談 件数
特定建築物 (小計)	44	0	2	30	2	0	0	4	85
興行場	0	0	0	0	0	0	0	0	1
百貨店	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店舗	10	0	0	5	1	0	0	0	11
事務所	29	0	1	19	0	0	0	4	61
学校	3	0	1	4	1	0	0	0	0
旅館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	2	0	0	0	0	12
非特定建築物 (小計)	-	0	-	0	-	-	0	-	0
計	44	0	2	30	2	0	0	4	85

(令和5年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)			監視指導等件数 (件)				
		使用 開始 届数	廃止届 ・非該 当届数	他の 届数	維持 管理 調査数	空気環 境測定 実施数	その他 調査数	事前 指導数	相談 件数
特定建築物 (小計)	44	0	0	41	3	0	0	0	102
興行場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
百貨店	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店舗	10	0	0	5	0	0	0	0	13
事務所	29	0	0	30	2	0	0	1	77
学校	3	0	0	4	0	0	0	0	6
旅館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	2	1	0	0	0	6
非特定建築物 (小計)	-	-	-	-	-	0	0	-	1
計	44	0	0	41	3	0	0	0	103

《登録業施設数、届出等件数及び監視指導等件数》

(令和4年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)	監視指導等件数 (件)			
		廃止届	監視件数	登録変更 調査数	その他 調査数	相談件数
1号清掃業	3	0	0	0	0	4
2号空気測定	1	0	0	0	0	0
3号ダクト清掃	0	0	0	0	0	0
4号水質検査	0	0	0	0	0	0
5号貯水清掃	2	0	1	1	0	0
6号排水清掃	0	0	0	0	0	2
7号そ昆虫防除	3	1	0	0	0	0
8号総合管理	1	0	0	0	0	0
計	10	1	1	1	0	6

(令和5年度実績)

	施設数 (施設)	届出等件数 (件)	監視指導等件数 (件)			
		廃止届	監視件数	登録変更 調査数	その他 調査数	相談件数
1号清掃業	4	1	1	3	0	19
2号空気測定	1	0	3	2	0	8
3号ダクト清掃	0	0	0	0	0	0
4号水質検査	0	0	0	0	0	0
5号貯水清掃	2	0	1	0	0	1
6号排水清掃	0	0	0	0	0	3
7号そ昆虫防除	3	0	3	2	0	14
8号総合管理	1	0	1	1	0	10
計	11	1	9	8	0	55

### (5) ねずみ・昆虫等の駆除相談

快適な生活環境を確保するため、ねずみ及び衛生害虫の駆除相談に対応し、必要に応じて現地調査を行うとともに、区民の方が共同で駆除作業を行う場合には、駆除機材の貸出を行いました。

また、自己駆除が難しいスズメバチについては駆除を行う業者を案内し、比較的駆除が容易なアシナガバチは自己駆除を啓発し駆除機材の無料貸出を行いました。

アシナガバチでも自己駆除が困難な場合には、駆除業者の案内を行いました。

#### 《ねずみ・昆虫苦情相談件数、調査件数等》

種類	相談受付件数(件)	調査件数(件)	種類同定
ハチ	220	25	0
ネズミ	103	0	0
ハエ	0	0	0
カ	1	0	0
ゴキブリ	1	0	0
ガ	0	0	0
ダニ	0	0	0
ノミ	1	0	0
シラミ	0	0	0
アリ	2	0	1
シロアリ	3	0	0
トコジラミ	11	0	0
その他	68	0	0
計	410	25	5

(令和4年度実績)

#### 《ねずみ・昆虫苦情相談件数、調査件数等》

種類	相談受付件数(件)	調査件数(件)	種類同定
ハチ	123	17	16
ネズミ	214	1	0
ハエ	0	0	0
カ	0	0	0
ゴキブリ	0	0	0
ガ	1	1	1
ダニ	2	0	0
ノミ	6	0	0
シラミ	0	0	0
アリ	4	0	0
シロアリ	0	0	0
トコジラミ	13	0	0
その他	84	2	2
計	447	21	19

(令和5年度実績)

#### 《ハチ苦情相談件数、調査件数等》

種類	相談受付件数(件)	調査件数(件)	種類同定
スズメバチ	55	16	0
アシナガバチ	39	6	0
ミツバチ	3	0	0
アリガタバチ	0	0	0
その他	123	3	0
計	220	25	0

(令和4年度実績)

#### 《駆除機材貸出件数》

駆除機材貸出件数	22
----------	----

(令和4年度実績)

#### 《ハチ苦情相談件数、調査件数等》

種類	相談受付件数(件)	調査件数(件)	種類同定
スズメバチ	49	7	7
アシナガバチ	45	7	7
ミツバチ	3	1	1
アリガタバチ	0	0	0
その他	26	2	1
計	123	17	16

(令和5年度実績)

#### 《駆除機材貸出件数》

駆除機材貸出件数	7
----------	---

(令和5年度実績)

### (6) 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱など様々な種類があります。蚊が媒介する感染症を防ぐために、普段から蚊に刺されない、蚊を増やさない対策について周知・啓発を行っています。

また、感染リスクの把握のため、蚊のサーベイランス事業（生息調査）を行っています。令和5年度は坪呑公園で計10回実施しました。

## (7) 家庭用品の衛生

家庭用品とは、生活に必要な品物のうち、食品、おもちゃ、医薬品、医薬部外品及び化粧品を除いたものをいいます。

家庭用品の中には、皮膚炎等の健康被害を起こす化学物質が含まれていることがあることから、このような被害が発生することのないよう、製造者、販売者等に対する指導を行っています。

## (8) 居住衛生対策

気密性の高い住宅の増加、ホルムアルデヒドなどの化学物質を含む建材や家具、ダニやカビなどによる健康被害（いわゆる「シックハウス症候群」）に対応するため、ホルムアルデヒドやダニの防除など住まいの衛生に関する相談を受け付けています。

また、室内のホルムアルデヒドの量を測定する機材の貸出を行っています。

### 《居住衛生相談件数及び検査件数》

種類	令和4年度		令和5年度	
	相談件数 (件)	検査 家庭数	相談件数 (件)	検査 家庭数
ホルムアルデヒド	0	0	4	0
その他のVOC	0	0	0	0
刺咬性ダニ	0	0	0	0
ダニアレルゲン	0	0	0	0
結露・カビ	0	0	0	0
水・浄水器	0	0	0	0
その他	9	0	4	0
計	9	0	8	0

## (9) 公害関係

水質汚濁、悪臭等公害関係の苦情相談を受け付け、そのうち緊急対応の必要なものについては初動調査を行い、環境創造局担当課へ引き継いでいます。

### 《公害苦情受付件数及び調査件数》

種類	令和4年度		令和5年度	
	受付件数 (件)	調査件数 (件)	受付件数 (件)	調査件数 (件)
河川事故	0	0	0	0
騒音	0	0	0	0
振動	0	0	0	0
大気汚染	0	0	1	0
悪臭	0	0	0	0
水質汚濁	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	1	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	2	0

#### (10) 衛生講習会

環境衛生関係営業施設営業者、各種団体、学校関係者、区民の方々等を対象として施設の衛生確保や害虫駆除、健康的な住まい方などに関する講習会を行い、衛生知識の普及啓発に努めました。

##### 《衛生講習会実施回数及び参加人数》

種類	令和4年度		令和5年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
環境衛生営業	1	32	1	26
建築物・水道	0	0	2	100
ネズミ・昆虫	0	0	2	100
居住衛生	13	126	11	116
その他	0	0	0	0
計	14	158	16	342

#### (11) 生活衛生協議会

施設の自主管理や会員間の情報交換などを通じて公衆衛生の向上に努めている生活衛生協議会（理容、美容、クリーニング、公衆浴場及び旅館の5業種で構成される団体）を指導・育成するため、衛生講習会等のイベントを実施しました。

また、生活衛生協議会は「訪問理容・美容サービス事業」について横浜市からの委託を受け、疾病等により理容所や美容所に来られない方の調髪を行っています。

## 14 動物愛護管理（生活衛生課 環境衛生係）

主に、犬の登録、野犬等の保護業務、動物の苦情対応、動物の適正飼育等の指導及び普及啓発業務並びに犬猫等の引取り関係業務を行っています。

### （1）犬の登録及び狂犬病予防注射

《犬の登録件数及び狂犬病予防注射済票交付数》

	令和4年度	令和5年度
犬の登録件数	117件	155件
狂犬病予防注射済票交付数	383枚	722枚

### （2）犬の保護収容及び返還

《犬の保護収容及び返還頭数》

	令和4年度	令和5年度
保護収容頭数	0頭	0頭
返還頭数	0頭	0頭

### （3）動物の引取り

#### ア 飼えなくなった犬の引取り

《飼えなくなった犬の引取頭数》

	引取頭数（頭）		
	（計）	成犬	子犬
令和5年度	1	1	0
令和4年度	0	0	0

#### イ 飼えなくなった猫等の引取り

《飼えなくなった猫等の引取頭数》

	引取頭数（頭）					
	（計）	飼えなくなった猫			自活不能猫等	傷病猫
		（小計）	成猫	子猫		
令和5年度	49	0	0	0	29	20
令和4年度	33	5	5	0	9	19

### （4）動物の苦情等受付

《犬の苦情等受付件数》

項目	令和4年度	令和5年度
捕獲収容依頼	0	3
放し飼い	1	1
ふん・尿による汚染	62	50
鳴き声	13	11
飼育相談	132	197
失踪・保護犬問合せ	10	5
その他	8	55
計	226	322

《犬以外の苦情等受付件数》

項目	令和4年度	令和5年度
ふん・尿	42	20
臭気・羽毛	2	8
不適正飼育（上記以外）	32	104
飼育相談	126	152
収容に関する相談	9	31
失踪・保護猫等問合せ	38	35
計	249	350

《犬によるこう傷事故の発生状況》

[こう傷犬数]

	こう傷犬数 (頭)			
	(計)	飼い犬	飼い主不明犬	野犬
令和5年度	4	4	0	0
令和4年度	12	12	0	0

[被害者数]

	被害者数 (人)		
	(計)	成年	未成年
令和5年度	4	4	0
令和4年度	9	6	3

[発生時の被害者の状況]

発生時の被害者の状況	令和4年度 件数 (件)	令和5年度 件数 (件)
犬に手を出した	1	1
配達・訪問の際	2	0
けい留しようとした	0	0
通行中	5	3
遊戯中	0	0
その他	1	0
計	9	4

[こう傷犬鑑定数]

取扱い	令和4年度 件数 (件)	令和5年度 件数 (件)
福祉保健センター扱い	0	0
動物愛護センター扱い	0	0
開業獣医師扱い	12	4
計	12	4

(5) 動物愛護普及啓発

動物愛護及び適切な飼育について区民に理解・関心を深めていただくための事業を実施しました。

《長寿犬の飼い主表彰式》

磯子区内で登録されている2006年生まれ(17才)の犬のうち、毎年狂犬病予防注射等の手続(猶予手続きを含む)を実施している優良飼い主に対して、適正飼育の努力と動物愛護の結果を評価し、表彰しました。

表彰式は令和5年11月9日に行い、表彰者は78名(80頭)でした。

なお、2005年以前に生まれた犬については、前年度以前に表彰済です。

## 15 国民健康保険・各種医療援助（保険年金課 保険係）

### (1) 国民健康保険

国民健康保険とは、市町村が保険者となり、他の健康保険に加入していない人（自営業等に就いている人など）を対象とした地域健康保険制度です。

#### 《国民健康保険加入状況》

時点	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)	世帯数 (世帯)	被保険者 世帯数 (世帯)	加入率 (%)
5年度末	165,778	27,692	16.70	83,606	19,844	23.74
4年度末	166,515	29,282	17.59	53,397	20,776	38.91
3年度末	167,081	30,886	18.49	82,851	21,643	26.12

#### 《横浜市における国民健康保険の主な給付内容》

項目	内容
高額療養費	一か月の医療費（保険対象分）の自己負担額が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた額を支給します。自己負担の限度額は上位所得世帯、一般の市民税課税世帯、非課税世帯の別でそれぞれ異なります。また、70歳以上の方と70歳未満の方では、計算方法が異なります。なお、後期高齢者医療制度に移行した場合、該当月に限り、自己負担限度額の特例が適用されます。
出産育児一時金	被保険者が出産したとき、50万円支給します（令和5年3月31日以前の出生は42万円）。H21.10から、医療機関への直接制度が創設され、H23.4から診療所等において受取代理制度が開始されました。
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円支給します。
限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行	入院中に提示すると月ごとの支払を自己負担限度額までの支払で済ませることができます。また、入院中の食事代自己負担額は1食460円（令和6年6月以降は490円）ですが、70歳未満の市民税非課税世帯は認定証の提示により1食210円（令和6年6月以降は230円。91日目からは160円（令和6年6月以降は180円））となり、70歳以上の市民税非課税世帯は区分により1食210円（令和6年6月以降は230円。91日目からは160円（令和6年6月以降は180円））又は1食100円（令和6年6月以降は110円）となります。
標準負担額差額の支給	やむを得ない事情により標準負担額減額認定証による減額適用を受けられなかった場合に、その差額を支給します。
障害児育児手当金	生後2年以内に子に先天性の障害が現れたとき、その障害の程度に応じて、10～80万円を支給します。
療養費の支給	コルセット等治療用装具を作製したときや、はり・きゅう師、マッサージ師の施術を受けたときなどに支給します。
移送費の支給	移動困難な患者が医師の指示により緊急に転院した場合等、その必要性が認められた場合に移送にかかった費用を支給します。

#### 《磯子区における国民健康保険の主な給付状況》

項目	給付件数(件)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高額療養費	12,100	11,615	11,094
出産育児一時金	9	9	16
葬祭費	183	206	214
限度額適用認定証等の発行	1,918	1,906	1,654
標準負担額差額の支給	65	88	46
障害児育児手当金	0	0	0
療養費の支給	813	865	1,000
移送費の支給	1	1	0
計	15,089	14,690	14,024

## (2) 各種医療援助

健康保険に加入している方を対象として、次のとおり各種医療援助を行っています。

### 《横浜市における後期高齢者医療制度・各種医療援助の内容》

項目	内容
重度障害者医療費助成	健康保険に加入している方で、一定程度の障害がある方に、市で医療費の自己負担分を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入している方で、ひとり親家庭等の方に、市で医療費の自己負担分を助成します。
乳児医療費助成	健康保険に加入している乳児（0歳児）に対して、市で医療費の自己負担分を助成します。 ※所得制限なし
小児医療費助成	健康保険に加入している小児（1歳児～中学3年生）に対して、市で医療費の自己負担分を助成します。  ※令和5年7月までは所得制限及び所得に応じた自己負担あり

### 《磯子区における後期高齢者医療制度・各種医療援助の実施状況》 （各年度3月31日現在）

項目	援助・助成人数又は件数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者医療制度	24,205 人	25,257 人	25,905 人
重度障害者医療費助成	2,622 人	2,646 人	2,456 人
ひとり親家庭等医療費助成	1,736 人	1,722 人	1,640 人
乳児医療費助成	1,065 人	965 人	946 人
小児医療費助成	13,339 人	12,984 人	17,663 人

## (3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは、平成20年4月1日から新たに始まった、神奈川県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、75歳以上の方または65歳から74歳までで一定の障害があると認定を受けた方を対象とした独立した健康保険制度です。

### 《磯子区における後期高齢者医療制度 被保険者数》

令和6年3月31日現在	25,905 人
令和5年3月31日現在	25,257 人

## 16 国民年金（保険年金課 国民年金係）

国民年金は、老齢、障害及び死亡により生活の安定が損なわれることのないよう、健全な国民生活を維持・向上するため、自営業者等を対象として昭和36年4月に発足しました。

昭和61年の改正国民年金法施行日以降は、国民年金の適用範囲が全ての国民に拡大されるなど、基礎年金として位置づけられ、厚生年金加入者、共済年金加入者及びそれぞれの配偶者についても国民年金の加入者とするようになりました。

平成27年10月から、被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。

### （1）国民年金の加入

#### ア 加入対象者及び保険料

加入種別	対象者	保険料
第1号被保険者	[強制加入] 日本に住む20歳以上60歳未満の自営業者、自由業、その配偶者、学生、無職の人 [任意加入] 日本に住む60歳以上65歳未満の人、20歳以上65歳未満の在外邦人 など	[令和5年度] 月額16,520円 (付加保険料400円)
第2号被保険者	厚生年金、共済年金（平成27年10月から厚生年金に統一）に加入している人	厚生年金、共済組合による一括負担
第3号被保険者※	厚生年金、共済年金（平成27年10月から厚生年金に統一）加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人	厚生年金、共済組合による一括負担 ※被保険者の個人負担なし

※平成14年度から第3号被保険者の届出は事業主が、また年金受給の手続きは社会保険事務所（現在の年金事務所）で行うこととなりました。

#### 《磯子区の被保険者数》

（単位：人）

加入種別	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
第1号被保険者	18,190	17,927
強制加入対象者	17,833	17,544
任意加入対象者	357	383
第3号被保険者	11,295	10,800

#### イ 保険料の免除等の制度

（※）「追納」可：10年以内ならさかのぼって保険料を納めることができます

制度名	対象者（第1号被保険者のみ）	内容
保険料免除制度	申請免除（※） ・本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の人 ・失業、天災等により保険料を納めることが困難な人 など	申請により、所得額に応じて保険料の全額、3/4の額、半額または1/4の額を免除します。
	法定免除（※） ・障害基礎年金（または障害厚生年金）の1級・2級を受けている人 ・生活保護法による生活扶助を受けている人 など	届出により保険料の全額を免除します。
学生納付特例制度（※） （平成12年4月開始）	・学生で、前年所得が一定基準以下の人 など	申請により、保険料の納付を後払いにすることができます。
納付猶予制度（※） （平成17年4月開始）	・50歳未満（平成28年6月以前の月については30歳未満）の方で、本人とその配偶者の前年所得が一定基準以下の人 など	申請により、保険料の納付を後払いにすることができます。
産前産後の保険料免除制度 （平成31年4月開始）	・出産を行った人 ※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、早産・死産・流産及び人工妊娠中絶を含みます	申請により、4か月間（多胎は6か月間）の保険料を免除します。

※ 平成18年度から免除制度（申請免除）には「3/4免除」及び「1/4免除」が新設されました。

※ 任意加入者は対象外です。

## (2) 国民年金の給付

### ア 老齢基礎年金

#### (ア) 支給要件及び支給内容

(令和6年3月31日現在)

項目	内容
支給要件	65歳になるまでに受給資格期間※1が10年以上（平成29年7月までは25年以上）であること。
支給内容	40年間納付した場合（満額）で795,000円/年〔令和5年6月～6年4月支給期の額〕 (付加保険料を納めた場合「200円×納付月数」を加算)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{年金額の} \\ \text{計算式} \end{array} \right] 795,000\text{円} \times \frac{\text{納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \text{A} + 4\text{分の1納付月数} \times \text{B} + \text{半額納付月数} \times \text{C} + 4\text{分の3納付月数} \times \text{D}}{480\text{月} \text{ (または加入可能年数} \times 3 \times 12\text{月)}} \quad ※2$$

#### ※1：受給資格期間

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間で、第1号被保険者として保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間、第2号被保険者期間などが含まれます。

- ・昭和5年4月1日以前に生まれた人→受給資格期間が21～24年に短縮されます（資格期間特例）。
- ・サラリーマンの配偶者等任意加入可能者  
→未加入期間（カラ期間）が受給資格期間に算入されます（60歳までの期間に限る）。

#### ※2：免除種別ごとの乗数

※（ ）内は免除種別	A (全額免除)	B (1/4納付)	C (半額納付)	D (3/4納付)
保険料免除期間が平成21年3月以前の場合	1 / 3	1 / 2	2 / 3	5 / 6
保険料免除期間が平成21年4月以後の場合	1 / 2	5 / 8	3 / 4	7 / 8

#### ※3：「加入可能年数」について

大正15年4月2日から昭和16年4月1日までに生まれた人は最高加入年数が40年のところ25～39年に短縮されます。

#### (イ) 繰上支給・繰下支給

(令和6年3月31日現在)

項目	内容
繰上支給	本来65歳から支給開始となるところを、60～64歳に繰り上げて受給することができます。ただし、受給する年齢によって一定の割合で年金額が減額されます。 [減額率] ・昭和37年4月1日以前に生まれた人 30～0.5%の減額 ・昭和37年4月2日以降に生まれた人 24～0.4%の減額
繰下支給	本来65歳から支給開始となるところを、66～75歳に繰り下げて受給することができます。受給する年齢によって一定の割合で年金額が増額されます。 [増額率] ・昭和16年4月1日以前に生まれた人 12～88%の増額 ・昭和16年4月2日以降に生まれた人 8.4～84%の増額

### イ 障害基礎年金

(令和6年3月31日現在)

項目	内容
支給要件	① 初診日に国民年金加入中や20歳前であること、又は、初診日が60歳以上65歳未満で、日本国内に住所のある老齢基礎年金を受給していない人 ② 初診日の月の前々月までに被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間（保険料免除等の期間を含む。）があること ※初診日が令和8年3月31日までの場合、初診日の月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと ③ 障害認定日に政令の障害等級表の1～2級に該当していること、又は、65歳の前日までに該当するようになったとき
支給内容	1級：993,750円/年（990,750円/年） 2級：795,000円/年（792,600円/年）〔令和5年6月～6年4月支給期の額〕 ( )は昭和31年4月1日以前に生まれた方 ※18歳未満の子又は20歳未満の障害者がいるときは次の額を加算 1人目及び2人目の子の加算額 各228,700円 3人目以降の子の加算額 各76,200円

## ウ 遺族基礎年金

(令和6年3月31日現在)

項目	内容
支給要件	次のいずれかに該当する人が死亡した場合 ①国民年金被保険者※ ②国内に住所のある60歳以上65歳未満の国民年金被保険者であった人※ ③保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上ある人 ④老齢基礎年金の受給権（保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上ある場合に限る）がある人
支給内容	18歳未満の子若しくは20歳未満の障害のある子がいる妻・夫又は子に次の額が支給されます。〔令和5年6月～6年4月支給期の額〕 「子がいる妻」または「子がいる夫」に支給される年金額 年額795,000円（※1）＋子の加算額（※2） 「子」に支給される年金額 年額795,000円＋2人目以降の子の加算額（※2） ※1：昭和31年4月1日以前に生まれた方は年額792,600円 ※2：1人目及び2人目の子の加算額 各228,700円 3人目以降の子の加算額 各76,200円

※ ①、②の場合、被保険者期間の2/3の保険料納付期間（保険料免除等の期間を含む。）が必要となります。

ただし、令和8年3月31日までの死亡の場合、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ受給可能です。

## エ 特別障害給付金

(令和6年3月31日現在)

項目	内容
支給要件	以下の両要件を満たすこと ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生、または、昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金等に加入していた人の配偶者 ②任意加入しなかった期間中に生じた傷病が原因で、障害基礎年金の1、2級の状態にある65歳未満の人
支給内容	1級該当者：53,650円/月 2級該当者：42,920円/月

## オ 第1号被保険者独自の給付

(令和6年3月31日現在)

種類	支給要件等
寡婦年金	婚姻期間10年以上の老齢基礎年金受給資格期間のある夫が死亡したとき、妻は60歳から65歳までの間、夫の老齢基礎年金額の3/4を受給できます。 ただし、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていた場合は受給できません。
死亡一時金	国民年金保険料納付済期間が36月以上である人が年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。 ただし、遺族年金や寡婦年金との併給はできません。

(3) 国民年金の加入・給付状況

《磯子区国民年金第1号被保険者加入状況》※1

(各年度3月31日現在)

年度	総加入者数		免除者数 ※2 (人)	免除率 ※3	20歳以上 60歳未満 人口 (人)	加入率 ※4	
	(計)	強制 加入者数 (人)					任意 加入者数 (人)
令和5年度	17,927	17,544	383	7,692	43.8%	83,640	21.0%
令和4年度	18,190	17,833	357	7,410	41.6%	84,416	21.1%
令和3年度	18,438	18,063	375	7,664	42.4%	84,864	21.3%
令和2年度	18,546	18,193	353	7,637	42.0%	85,182	21.4%
令和元年度	18,244	17,887	357	7,049	39.4%	85,702	20.9%
30年度	18,288	17,901	387	6,685	37.3%	85,757	20.9%

※1 加入者数・免除者数・免除率は、神奈川県国民年金事業月報の数値。

20歳以上60歳未満人口は、横浜市政策局統計「登録者数：各別年齢別人口」。

※2 免除者数は、法定免除、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、学生納付特例、納付猶予の合計数。

※3 強制加入者数に占める免除者数の割合。

※4 20歳以上60歳未満人口に占める強制加入者数の割合。

《拠出制国民年金受給権者数（旧法）》

	種類別受給権者数（旧法）（人）							
	(計)	老齢	通算老齢	5年年金	障害年金	母子	遺児	寡婦
令和6年5月31日現在	277	111	147	10	9	0	0	0
令和5年5月31日現在	366	148	198	10	10	0	0	0

《拠出制国民年金受給権者数（新法）》

	種類別受給権者数（新法）（人）				
	(計)	老齢基礎 年金	障害基礎 年金	遺族基礎 年金	寡婦
令和6年5月31日現在	44,366	42,998	1,135	226	7
令和5年5月31日現在	44,263	42,924	1,109	222	8

《福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数》

	種類別受給権者数（人）		
	(計)	老齢福祉 年金	障害基礎 年金
令和6年5月31日現在	1,457	0	1,457
令和5年5月31日現在	1,408	0	1,408

## 17 その他

### 福祉保健センター実習の受け入れ

地域福祉・保健、地域医療を担う専門職を育成するために、保健師等看護学生、管理栄養士学生、社会福祉系学生等の実習を受け入れています。

社会福祉系学生については、社会福祉士と精神保健福祉士の学生受け入れをし、合同オリエンテーションは令和3年度より健康福祉局にてオンラインでの開催となっています。

対象者	令和4年度		令和5年度	
	施設数 (箇所)	人数 (人)	施設数 (箇所)	人数 (人)
保健師等養成	5	10	5	12
管理栄養士養成	3	10	2	7
社会福祉士等養成	2	2	2	2

## 關係機關・委囑団体



# 1 地域ケアプラザ・地域包括支援センター

横浜市では地域福祉保健活動の拠点として、1中学校区に1館を目安に地域ケアプラザを整備しています。地域ケアプラザは、介護予防や総合相談、権利擁護など様々な高齢者福祉をサポートする地域包括支援センターの機能をはじめ、地域交流や通所介護サービス、介護予防支援サービスなどの福祉保健サービスを地域に提供します。

福祉保健課事業企画担当では、地域ケアプラザの施設管理や運営方針等の助言・指導をはじめ、各種相談や介護サービス等の事業実績の取りまとめを行っています。

磯子区では7館の地域ケアプラザで地域包括支援センターを受け持っています。主なエリアは次のとおりです。

## 《区内地域包括支援センターの担当地域》

(平成23年4月1日～)

施設名	運営法人	対象地域
横浜市根岸地域ケアプラザ 〒235-0002 磯子区馬場町1-42 TEL 751-4801/FAX 751-4821	社会福祉法人 訪問の家	東町、西町、鳳町、原町、下町、 坂下町、馬場町、上町、広地町、 久木町、磯子1・8丁目、中浜町
横浜市滝頭地域ケアプラザ 〒235-0012 磯子区滝頭2-30-1 TEL 750-5151/FAX 750-5155	社会福祉法人 竹生会	丸山1～2丁目、 滝頭1～3丁目、 岡村1～8丁目
横浜市磯子地域ケアプラザ 〒235-0016 磯子区磯子3-1-22 TEL 758-0180/FAX 758-0181	社会福祉法人 横浜市福祉 サービス協会	磯子2～7丁目、磯子台、 新磯子町、森1丁目、新森町
横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ 〒235-0023 磯子区森4-1-17 TEL 750-5411/FAX 751-2322	社会福祉法人 伸こう福祉会	汐見台1～3丁目、森2～6丁目、 森が丘1～2丁目、 中原1～4丁目、新中原町
横浜市新杉田地域ケアプラザ 〒235-0032 磯子区新杉田町8-7 TEL 771-3332/FAX 771-3334	社会福祉法人 電機神奈川 福祉センター	杉田1～9丁目、新杉田町、 杉田坪呑
横浜市洋光台地域ケアプラザ 〒235-0045 磯子区洋光台6-7-1 TEL 832-5191/FAX 832-5138	社会福祉法人 横浜長寿会	洋光台1～6丁目
横浜市上笹下地域ケアプラザ 〒235-0043 磯子区氷取沢町60-17 TEL 769-0240/FAX 769-0242	社会福祉法人 ふるさと自然村	栗木1～3丁目、 田中1～2丁目、上中里町、 氷取沢町、峰町

## 《令和4年度地域ケアプラザ実績》

		根 岸	滝 頭	磯 子	屏 風 ヶ 浦	新 杉 田	洋 光 台	上 笹 下 ※
居宅介護支援 ※要介護1～5	契約者数	75	86	162	97	138	69	69
通所介護 (標準型)	運営日数	308	347	309	359	304	302	-
	利用者数	7,161	11,171	7,087	11,115	7,285	9,309	-
	契約者数	64	119	80	133	87	116	-
通所介護 (地域密着型)	運営日数	-	-	-	-	-	-	-
	利用者数	-	-	-	-	-	-	-
	契約者数	-	-	-	-	-	-	-
通所介護 (認知症専用型)	運営日数	-	-	309	52	-	-	-
	利用者数	-	-	2,242	80	-	-	-
	契約者数	-	-	16	3	-	-	-
運営協議会	実施回数	2	2	2	2	2	2	2
福祉保健活動登録団体数(同協力団体数含む)		23	47	59	25	25	59	8
貸館実績	利用件数	811	1,508	2,299	2,626	1,320	2,718	2,238
	利用人数	6,803	13,390	17,295	16,965	8,836	17,396	9,312
各種相談件数(地域包括支援センター分)		2,294	1,866	2,814	2,633	1,637	4,023	1,855
訪問件数(地域包括支援センター分)		454	480	302	481	238	561	270

※ 上笹下地域ケアプラザは、デイサービス施設がありません。

《令和5年度地域ケアプラザ実績》

		根 岸	滝 頭	磯 子	屏 風 ヶ 浦	新 杉 田	洋 光 台	上 笹 下 ※
居宅介護支援 ※要介護1～5	契約者数	73	73	130	37	138	72	67
通所介護 (標準型)	運営日数	308	360	308	360	303	307	-
	利用者数	7,077	13,152	7,104	11,435	6,258	9,763	-
	契約者数	62	125	91	156	80	119	-
通所介護 (地域密着型)	運営日数	-	-	-	-	-	-	-
	利用者数	-	-	-	-	-	-	-
	契約者数	-	-	-	-	-	-	-
通所介護 (認知症専用型)	運営日数	-	-	308	51	-	-	-
	利用者数	-	-	1,684	0	-	-	-
	契約者数	-	-	22	0	-	-	-
運営協議会	実施回数	2	2	2	2	2	2	2
福祉保健活動登録団体数(同協力団体数含む)		43	63	63	93	54	94	36
貸館実績	利用件数	891	1,773	2,134	17,035	9,851	2,871	2,097
	利用人数	6,612	15,331	17,567	17,035	9,851	20,261	9,553
各種相談件数(地域包括支援センター分)		2,004	2,589	3,142	2,997	2,002	4,986	2,282
訪問件数(地域包括支援センター分)		399	607	255	395	200	702	349

※ 上笹下地域ケアプラザは、デイサービス施設がありません。

## 2 社会福祉協議会

社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会(磯子区社協)  
(事務局：磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階)

社会福祉協議会は、社会福祉事業施設及び団体、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、障害者団体等当事者団体、ボランティア団体・市民活動団体等、社会福祉関係団体などが会員となって構成される地域の公益的な組織で、その役割については、平成12年に改正された社会福祉法に「地域福祉の推進役」として明確に位置づけられています。

磯子区社会福祉協議会は、「誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくり」の実現を目標に、磯子区の地域福祉推進の中核として、次の活動を行いました。

### (1) 地域との連携・活動支援

#### ア 地区社会福祉協議会活動・運営の支援

連合町内会の範囲に組織されている9つの地区社会福祉協議会に対し、事業に対する助成金の交付、磯子区社協広報紙での活動紹介などの支援を行いました。また、情報交換のための分科会を4回実施しました。また、市内の地区社協の取り組み事例等を学び、自地区の取り組みの参考にするための研修を実施しました。

#### イ 身近な地域での支え合い活動の推進

生活支援コーディネーター連絡会や、地域活動交流コーディネーター連絡会、地区社協単位での会議等を通し、地域の課題を話し合いました。また、各地区に地区担当を設け、各地区に合わせた地域住民の抱える様々な困りごとを把握し、関係機関や地域とともに一つひとつ解決しながら、支えあいの地域づくりを目指しました。

区民の方からフードバンクとして食糧の寄付を募り、相談に来られた方を中心にお渡しをしました。

#### ウ 第4期地域福祉保健計画の策定と推進

令和3年度に完成した第4期地域福祉保健計画について、策定・推進検討会や地区別推進会議、社協としての個別の検討等、推進に向けた取り組みを行いました。あわせて、計画の年間テーマに沿った講演会を磯子区社会福祉大会と同日で行いました。

#### エ 生活支援体制整備事業の推進

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けることができるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、交流・居場所、生活支援、見守り・つながりの3つのテーマを中心に、地域活動者やさまざまな関係機関・団体と連携し、支えあいの地域づくりを推進しました。

#### オ 助成金の実施

区内の地域福祉や障害福祉を推進する団体や、自治会・町内会エリアで開催するサロン事業への助成を行いました。(磯子区ふれあい助成金・団体助成金：92事業 9,172,968円、いそごサロン事業助成金：74事業 1,290,000円)

### (2) ボランティア・市民活動への支援

#### ア ボランティアセンターの運営

コーディネーターによるボランティア活動の相談依頼が67件、紹介件数延べ95名のコーディネートを実施しました。なお、個人のボランティア登録者数は242名、グループ登録数は43団体でした。

センターに寄せられたボランティア依頼や活動内容などをまとめたセンター情報紙「ボランティアニード情報」の定期情報を年4回発行しました。

#### イ ボランティア・市民活動支援

ボランティア活動への支援として、助成金を実施しました。あわせて、ボランティア同士の情報交換や相互交流を目的に、ボランティア・市民関係分科会や、ボランティア向けの各種講座を実施しました。

#### ウ 福祉教育の推進

ボランティア・障害当事者とともに、学校での「総合的な学習の時間」における各種福祉講座への講師調整、講座内容検討、実施の協力を行うとともに、企業に向けた福祉啓発も行いました。

また、車イス、高齢者疑似体験セットなどの福祉機材の貸出を行いました。

## エ 善意銀行の運営

地域の個人・団体や企業等の皆様から多くの金品をご寄付いただき、区内ボランティアグループ等に配分するとともに、ふれあい助成金の財源の一部として、区内福祉施設やボランティアグループ、障害当事者団体等への配分や福祉保健事業への助成を行いました（寄託金総額2,300,948円、配分金総額1,202,856円、寄託物品数47件、配分物品数45件）。

## オ 磯子区福祉保健活動拠点の運営

指定管理者として年末年始を除き、区内で福祉保健活動を行っているボランティアグループや福祉保健関係団体が、会合や研修会等の開催及び資料作成をするためなどに利用する福祉保健活動拠点（こすもす広場）の管理及び運営を行いました。

## （3）福祉ニーズのある区民への支援

### ア 権利擁護事業の実施

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）として、高齢や障害により自分で金銭などを管理することに不安のある方と契約を結び、定期訪問・金銭管理サービスや財産関係書類等預かりサービスを実施しました。また、事業を広く周知するための出前講座の実施や、成年後見制度などの相談に対応しました。

### イ 移動情報センター事業の実施

障害などで外出に困難を抱えている方の相談窓口として、相談・受付、ヘルパー事業所等の情報提供、ボランティアの調整などを実施しました。（相談件数104件）

### ウ 生活福祉資金の貸付

低所得世帯からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活を立て直すための生活福祉資金貸付手続き、あるいは、その他の活用できる制度やサービスなどの情報を提供しました。（相談件数2,787件）

## エ 次世代育成・子育て支援

子育て支援関係者連絡会へ参加し、情報共有やネットワークづくりを行いました。また、区内のこども食堂実施団体を対象として情報交換や活動の活性化を目的とした「磯子区こども食堂ネットワーク連絡会」を開催しました。

## オ 障害福祉

障害者団体の活動支援、学齢障害児の余暇活動支援事業「みなみフレンド2023」を開催しました。「ド・レ・ミ！」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。また、障害児・者及びひとり暮らし高齢者を招き、「磯子地区ふれあい運動会」を地区社協や連合町内会と共催しました。あわせて、自立支援協議会や発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会などに参画し、課題解決に向け検討しました。

## （4）広報啓発

### ア 広報紙「福祉いそご」の発行

「移動情報センター開設6周年を迎えて」を特集として、広報紙「福祉いそご」を発行しました。発行部数は71,000部で、区内全戸配布とあわせて、学校・企業など各関係機関へ配布しています。

### イ ホームページによる広報啓発

トップページのトピックスに最新情報を掲載し、講座の参加者募集や行事予定等を随時発信するとともに、広報紙「福祉いそご」をホームページ上に掲載しました。また、ホームページ内の地区社協活動ページを活用し、各地区社協活動のPRを行いました。  
(<https://www.isoshakyo.com/>)

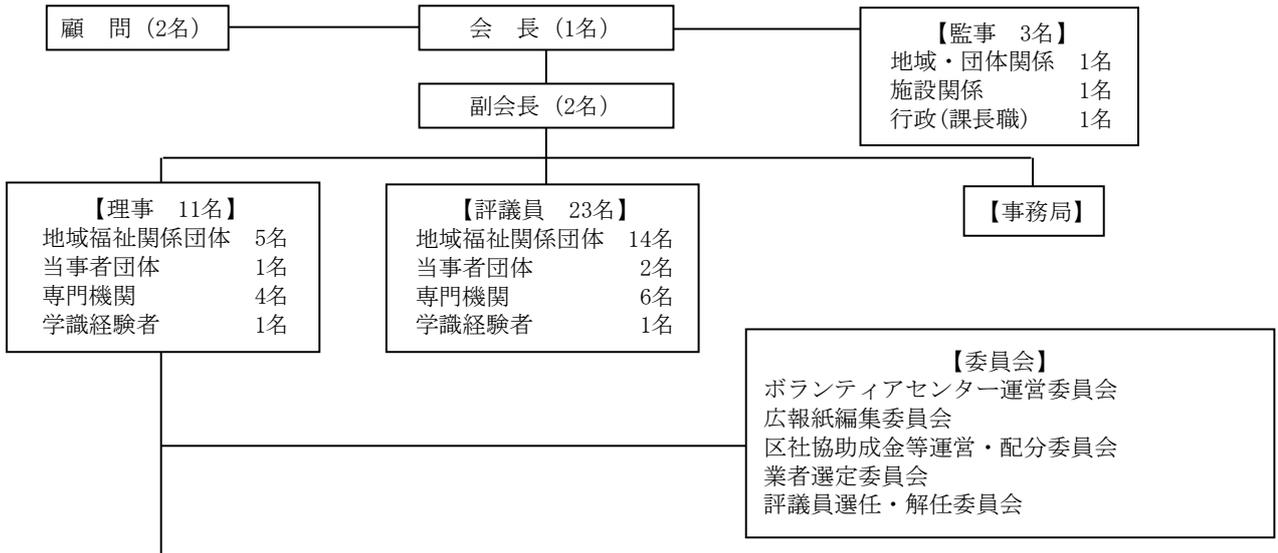
### ウ 「磯子区社会福祉大会」の開催

「地域の福祉を担う地域資源、人材を育てる」ことをテーマとして、日頃から地域の福祉活動に貢献されている方々への感謝を表すことを目的に、第4期磯子区地域福祉保健計画策定記念講演会と同日で開催しました。

## （5）団体活動・運営支援

共同募金会磯子区支会、日本赤十字社磯子区地区委員会、磯子区赤十字奉仕団、磯子区更生保護協会、磯子保護司会、磯子区更生保護女性会、磯子区遺族会の事務局として、活動・運営を支援しました。

(6) 組織図



部会名	会員 (団体名)
地域福祉関係団体部会	根岸地区民生委員児童委員協議会/滝頭地区民生委員児童委員協議会/岡村地区民生委員児童委員協議会/磯子地区民生委員児童委員協議会/汐見台地区民生委員児童委員協議会/屏風ヶ浦第一地区民生委員児童委員協議会/屏風ヶ浦第二地区民生委員児童委員協議会/杉田地区民生委員児童委員協議会/上笹下地区民生委員児童委員協議会/洋光台地区民生委員児童委員協議会/根岸地区社会福祉協議会/滝頭地区社会福祉協議会/岡村地区社会福祉協議会/磯子地区社会福祉協議会/汐見台地区社会福祉協議会/屏風ヶ浦地区社会福祉協議会/杉田地区社会福祉協議会/上笹下地区社会福祉協議会/洋光台地区社会福祉協議会/根岸地区連合町内会/滝頭地区連合町内会/岡村地区連合町内会/磯子地区連合町内会/汐見台自治会連合会/屏風ヶ浦地区連合町内会/杉田地区連合町内会/上笹下連合自治町内会/洋光台連合自治町内会/磯子かたつむりの会/根岸地区ボランティアグループ/滝頭地区ボランティアグループ/杉田地区ボランティアグループ/上笹下地区ボランティアグループ/洋光台地区ボランティアグループ/録音ボランティア「アマリリスの会」/ふれあいサークル「かめ」/手話サークル海/磯子精博会/学び合いと仲間づくり協議会/防災を考える会・磯子/子どもサポートセンターいそっこ/めっちゃどろクラブ/NPO法人地域コミュニティネットワーク・ヨコハマ/NPO法人夢・コミュニティ・ネットワーク/磯子区災害ボランティアネットワーク/特定非営利活動法人コロンブスアカデミー/特定非営利活動法人汐見台福祉コミュニティ/NPO法人洋光台生活サポートくらぶ/磯子区赤十字奉仕団/磯子区青少年指導員協議会/磯子保護司会/磯子区保健活動推進員会/磯子区更生保護女性会/神奈川県薬物乱用防止指導員協議会磯子支部/磯子区スポーツ協会/磯子区スポーツ推進委員連絡協議会/磯子区子ども会連絡協議会/磯子区遺族会/磯子区シニアクラブ連合会/明るい社会づくり運動磯子区協議会/磯子少年補導員連絡会/一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部横浜南地区
当事者団体部会	磯子区視覚障害者福祉協会/磯子区聴力障害者福祉協会/磯子区障害児・者地域訓練会さつき会/精神保健福祉家族会なぎさ会/一般社団法人REAVA
専門機関部会/	横浜市東滝頭保育園/横浜市杉田保育園/洋光台保育園/横浜市洋光台第二保育園/岡村幼児園/金剛保育園/杉田幼児園/屏風ヶ浦保育園/森幼児園/横浜ナーサリー/汐見台愛育園/つくしんぼ保育園/根岸星の子保育園/ペガサスわくわくランド/新杉田のひのび保育園/洋光台中央福澤保育センター/横浜市南部児童相談所/日枝幼児園/誠心学園/横浜市南部地域療育センター/社会福祉法人青い鳥 磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ/集(つどい)/横浜力行舎/甲突寮/デュナミス/中原苑/横浜市根岸地域ケアプラザ/横浜市滝頭地域ケアプラザ/横浜市磯子地域ケアプラザ/横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ/横浜市新杉田地域ケアプラザ/横浜市洋光台地域ケアプラザ/横浜市上笹下地域ケアプラザ/横浜市老人福祉センター喜楽荘/介護老人保健施設ひとりざわ/いそご地域活動ホームいぶき/NPO法人新 磯子区障害者地域活動ホーム/特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑/特別養護老人ホーム新磯子ホーム/キララそよかぜ/特別養護老人ホーム峰の郷/特別養護老人ホームちくぶ坂下ホーム/横浜市磯子区生活支援センター/特定非営利活動法人Enjoyment/特定非営利活動法人ひばり会/NPO法人「さざなみ会」/NPO法人アイ・アム いそご青い鳥/NPO法人ゆっくりいそご スペース杉田・ワークポート根岸橋/NPO法人中途障害者活動センター ウェーブ磯子/NPO法人楷の木/グループホームはあ とっこ アポロ・友の家・コアラ・つぐみ/特別養護老人ホーム磯子自然村/リハビリド磯子
	社会福祉に関する学識経験者

### 3 民生委員児童委員協議会

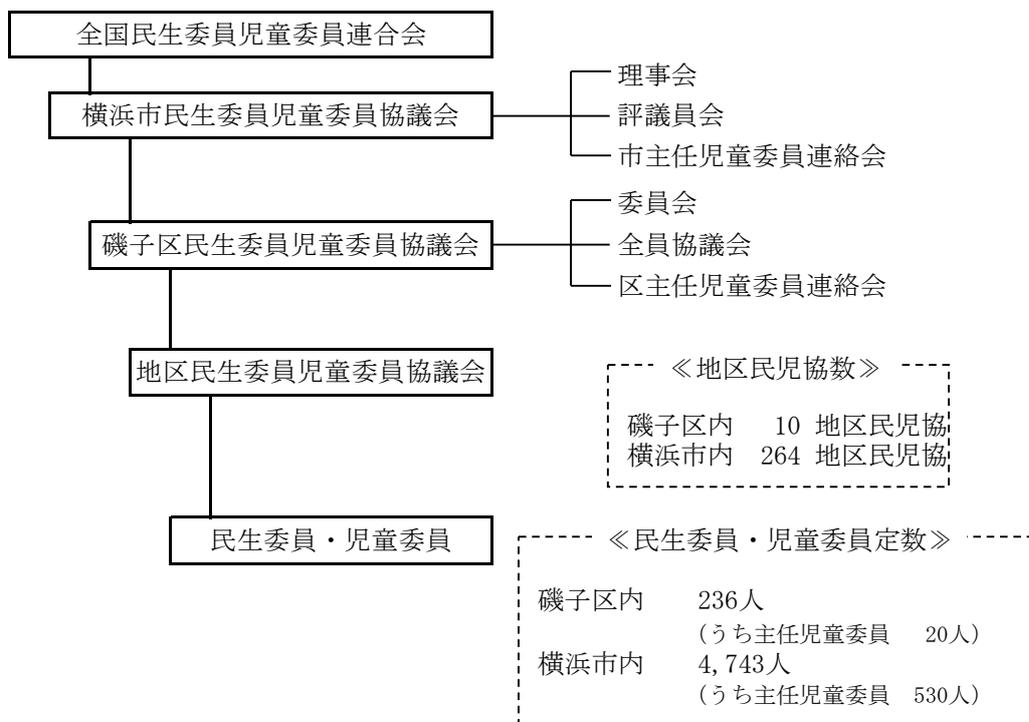
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉行政に協力するとともに、自主的な活動によって地域福祉推進に努める民間の奉仕者です。

民生委員・児童委員は、ボランティアの精神を持って、担当地区内の福祉ニーズの把握に努めながら、生活に困窮している方々や高齢者、心身障害者、母子家庭などの支援を行っています。

また、民生委員・児童委員は、福祉保健センターをはじめとする関係機関への協力など、地域福祉推進の幅広い活動を行い、調査事務（調査書の発行事務）、生活福祉資金の貸付業務など積極的に活動しています。

平成6年1月1日には、専ら児童福祉を担当する民生委員・児童委員として、新たに主任児童委員が設置されました。主任児童委員は、従来の地区担当の民生委員・児童委員とともに活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図っています。

#### (1) 組織 (令和6年3月31日現在)



#### (2) 民生委員・児童委員の配置状況 (令和6年3月31日現在)

地区名	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
	定数 (人)	定数 (人)
根 岸	19 (2)	19 (2)
滝 頭	25 (2)	25 (2)
岡 村	19 (2)	19 (2)
磯 子	23 (2)	25 (2)
汐見台	12 (2)	12 (2)
屏風ヶ浦第一	14 (2)	14 (2)
屏風ヶ浦第二	30 (2)	30 (2)
杉 田	32 (2)	32 (2)
上笹下	25 (2)	25 (2)
洋光台	35 (2)	35 (2)
計	234 (20)	236 (20)

【会 長】屋代 昭治  
【副会長】溝口 早苗・内藤 満

※ 括弧内は主任児童委員数再掲

(3) 民生委員・児童委員の活動

行政への協力活動

- 生活保護事務への協力
- 高齢者福祉事務への協力
- 心身障害児・者の福祉事務への協力
- 児童福祉事務への協力
- 母子福祉事務への協力
- 母子保健事務への協力
- 介護保険事務への協力

自主活動

- 地域福祉推進活動
- 生活福祉資金貸付事業
- 街頭募金活動への協力
- 調査書の発行

《民生委員・児童委員の活動状況》

項目	令和4年度		令和5年度	
	年間取扱 件数 (件)	相談支援に 占める割合 (%)	年間取扱 件数 (件)	相談支援に 占める割合 (%)
相談支援	5,194	100.0	4,783	100.0
高齢者に関すること	4,131	79.5	3,961	82.8
障害者に関すること	133	2.6	135	2.8
子どもに関すること	585	11.3	385	8.1
その他	345	6.6	302	6.3
調査・実態把握	1,025		1,070	
行事・事業・会議への参加・協力	3,750		4,515	
地域福祉活動・自主活動	6,366		7,157	
民児協運営・研修	7,006		7,200	
調査事務	115		197	
要保護児童の発見の通告・仲介	161		19	

## 4 保健活動推進員会

保健活動推進員は、自治会・町内会の内申を受けて区長が推薦し、市長が委嘱することにより、その職務に従事することと規定されています。

地域の中で、健康づくりの推進役として、「健康横浜21」に基づいて自らの健康づくりを実践するとともに、周囲の人に広め、住民が健康づくりを実践できるようなきっかけづくりや、健康づくりを継続するための支援を行います。

また、「健康横浜21推進会議」をはじめとする横浜市とのさまざまな会議に、保健活動推進員の代表が参加しています。

保健活動推進員の任期は2年で、自治会・町内会から原則1人の割合で選出され、8地区150人が就任し、活動しています。

地区組織は、連合町内会ごとに地区保健活動推進員会を置き、保健活動推進員の互選により地区会長及び副会長を選出します。区役員組織は各地区正副会長をもって構成し、会長及び副会長は、各地区会長の互選となっています。

令和5年度地区正副会長会は、5回開催されました。

### 《保健活動推進員配置状況》

地区名	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
	人数(人)	人数(人)
根 岸	16	16
滝 頭	18	13
岡 村	19	13
磯 子	21	23
汐見台	6	0
屏風ヶ浦	26	22
杉 田	25	26
上笹下	15	18
洋光台	24	19
計	170	150

【会 長】蟹澤 多美江

【副会長】石川 悦代・鳴海 芳子

## 5 食生活等改善推進員会（ヘルスマイト）

食生活等改善推進員セミナーの修了者で組織された、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに活動しているボランティア団体です。地区センターや自治会町内会館を利用して健康づくりの勉強会や、調理実習・ウォーキングの会などを行っています。福祉保健センターでは食生活等改善推進員を養成し、その後の地区活動を支援しています。ヘルスマイトは区内を5地区に分けて活動しています。

### 《食生活等改善推進員配置状況》

地区名	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
	人数(人)	人数(人)
滝 頭	10	10
磯 子	6	6
汐見台	10	11
屏風ヶ浦	10	14
上笹下	16	18
計	52	59

【会 長】戸部 玲子

【副会長】矢島 誓子

岸間 佳代子

磯子区の福祉と保健衛生〔磯子福祉保健センター事業概要〕  
(令和5年度実績のまとめ)

編集・発行 横浜市磯子福祉保健センター  
〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1  
電 話 045(750)2442  
FAX 045(750)2547 (福祉保健課)

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/madoguchi-shisetsu/kuyakusho/20141212113008.html>

Eメールアドレス is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp





計画案内役「梅さん」

磯子区地域福祉保健計画

オン  
スィッチON磯子

誰もが幸せに暮らせる  
まちをみんなをめざす